

登別市地域福祉計画(案)

～ 『^{ぬく}温もりある福祉のまち のほりべつ』～

目 次

- 第1章 地域福祉計画策定の概要 1
 - 1 計画策定の背景 1
 - 2 今なぜ「地域福祉」が必要なのか 2
 - 3 地域福祉計画策定の必要性 4
 - 4 計画の位置づけ 6
 - 5 計画の期間 7

- 第2章 計画の基本方針 8
 - 1 基本理念 8
 - 2 計画の基本目標 8
 - 3 計画の体系 9
 - 4 計画の策定体制 10

- 第3章 地域の現状 12
 - 1 登別市の概況 12
 - 2 少子高齢化の進展 12
 - 3 要援護者の増加 15
 - 4 家族形態の多様化 18
 - 5 住民交流の現状と新たな地域活動の動き 19
 - 6 各種アンケート調査等に見る地域の生活課題 20

- 第4章 基本目標ごとの取り組み 26
 - 1 共に支え合うまちづくり 27
 - 2 のびやかな人生が息づくまちづくり 31
 - 3 健康を守り育てるまちづくり 35
 - 4 やさしさに満ちたまちづくり 38
 - 5 安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり 44
 - 6 男女が共に参画するまちづくり 48
 - 7 安全で安心して暮らせるまちづくり 51

- 第5章 計画実現のために 55
 - 1 計画内容の周知 55
 - 2 関係機関との連携・協働 55
 - 3 計画の推進体制 55

第6章 資料編	56
1 用語の説明	56
2 登別市福祉のまちづくり検討委員会設置要領	59
3 各種会議開催日一覧	60

第1章 地域福祉計画策定の概要

1 計画策定の背景

戦後から高度経済成長時代（1970年代）にかけて、それまで農村型社会を基盤に強固なつながりを見せていた家庭や地域コミュニティは、都市化の進行による農村型社会の解体とともに弱体化していきました。そのため、従来のように家庭や地域でのつながりによる効果的な支援を行うことが困難となり、行政指導を主体とした地域から離れた福祉施設でのサービスを中心に福祉施策が整備されてきました。

成長型社会の時代は終わり、ノーマライゼーション理念（※1）が叫ばれるなかで、高齢者介護、障がい者支援、孤独死などが社会問題化するようになり、地域とは無関係に隔離された施設福祉に加え、住み慣れた地域で生活できるように「行政による在宅サービス」が開始され、整備が進められました。

このような中、平成10年に中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会が具体的な改革の方向を「個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立」、「質の高い福祉サービスの拡充」及び「地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」と報告し、将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応し、個人が尊厳を持って家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送れるよう支援することを目的に、社会福祉改革が行われました。

また、この報告では「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、互いを支え、助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのは全ての国民であるということが出来る。」と述べられており、個人が自立しながら地域住民に対して思いやりを持ち、互いの支え合い助け合いにより、共に生きる地域社会を築き上げていくことが重要と考えられます。

このような社会福祉の基礎構造改革の方向性を踏まえて、社会福祉事業法が大幅に改正され、平成12年に施行された社会福祉法では、第4条に「地域福祉の推進」が規定されました。

※1 ノーマライゼーション理念

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、助け合いながら、健常者と一緒に暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。本計画では、すべての人が、地域の一員として「共に支え」・「共に歩む」という考え方としました。

（*）なお、※印の注釈については、第6章にまとめて記載しています。

※印の言葉を2回目以降に使用する場合についても、文書中に※印を付けていますので、その場合には、第6章で言葉の意味をご確認ください。

地域福祉の推進

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、阪神・淡路大震災での災害ボランティア活動を契機として、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）やボランティア団体などの市民組織による福祉活動が活発化し、行政による制度的な福祉と市民組織による福祉活動が有機的に結合して、自立した生活を送れるよう地域で支え合い助け合う福祉の時代へと変化してきています。

これからの福祉は、制度によるサービスを利用するだけでなく、我々が生活する地域を基盤として、すべての人を尊重し、人と人とのつながりを基本として、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、NPO法人、行政、各種専門機関などが協働する「地域全体の支え合いによる福祉（すなわち、「地域福祉）」により進めていくことが重要です。

そのためには、地域住民一人ひとりが「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」について考え、自らの意思で様々な社会活動に参加していくことが求められます。

市は、そのような地域社会を実現していくため、地域に根差した活動の規範となる理念を市民と共有するものとしての「登別市福祉のまちづくり条例」と、その条例の理念に基づく行動指針としての「登別市地域福祉計画」の策定に、市民との協働により、取り組むこととしました。

2 今なぜ「地域福祉」が必要なのか

（1）地域社会の変化

～少子高齢化、家族形態の変化、そして地域のつながりの希薄化～

少子高齢化・核家族化の進展や個人の価値観の多様化などにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まってきており、市民が共に支え合うという地域社会でのつながりも希薄になってきています。

また、経済状況の悪化が続いていることなどが地域の生活環境にも様々な影響を及ぼしており、老老介護、ホームレス、家庭内暴力、虐待、引きこもりといった新たな社会問題が生じてきています。そのことに伴い、人々の考え方も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しています。

こうした社会状況では、従来の公的サービスだけでは対応しきれない

様々な生活課題があり、市民が互いに支え合う関係を築いていくことの意義がますます大きくなってきています。

そのような様々な生活課題を解決していくための新しい仕組みとして、「地域福祉」という考え方が必要と言えます。

(2) 社会福祉制度の変化

～受ける福祉から利用する福祉へ～

社会福祉制度は戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として始まり、経済成長とともに発展してきましたが、昭和26年に社会福祉事業法が制定された以降の50年間、その基本的な枠組みに変更が加えられることはありませんでした。

しかし、地域社会の変化に伴い、増大・多様化する福祉ニーズに対応するためには、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度の見直しが必要とされ、平成12年に「社会福祉基礎構造改革」が行われました。

この改革では、これからの社会福祉の目的は、生活上の様々な問題の発生に対して自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、互いの支え合いや地域のつながりを通じて、障がいの有無や年齢に関わらず、家庭や地域の中でその人らしい生活を送れるよう自立を支援することと示されました。

また、同年6月には社会福祉事業法が改正されて「社会福祉法」として施行され、第4条に「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。そこでは、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民、社会福祉事業者及び地域で社会福祉活動に関わる者が相互に協力し、地域福祉の推進に努めることが求められています。

このような改革理念により、社会福祉は、従来の行政処分によりサービス内容を決定する「措置制度」から利用者が事業者と対等な立場でサービスを選択する「利用契約制度」へと、また、「施設福祉」から「地域福祉」への転換と、その仕組みを大きく変えてきています。

(3) 市民と行政の関わり方の変化

～地方が自立する時代へ～

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地方が自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に取り組むこととなりました。特に、市民生活に密接な関わりのある福祉サービスの向上に関しては、市民に身近な市町村が中心となり、市民の参画のもとで進めていく必要があります。

また、それまでの福祉は、社会的に立場の弱い人たちに対する行政の措置として捉えられがちでしたが、今日では、地域住民が生活していく中で

何らかの支援や支え合いを必要とする課題（生活課題）への対応というものに変化してきています。

近年、市民が行政に参画する機運が高まっている中で、福祉をはじめ様々な分野でボランティアやNPO法人などによる活動の広がりが見られています。

平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」では、特定非営利活動を行う団体に法人格（NPO法人）を付与することにより、法人名義で取引を行えるようになるなど、その活動の健全な発展を促進する施策が講じられました。このことにより、従来はボランティア活動の形式により展開されていたまちづくりや公的サービスに関する市民の主体的な取り組みが、「新しい公共」（※2）を担う事業として認められるようになってきました。

このような市民活動の高まりを背景に、今後の地域社会づくりにおいては、市民自らが生活課題の解決を図ることができるような仕組みづくりや組織体制が求められています。

3 地域福祉計画策定の必要性

障がいのある人もない人も、女性も男性も、高齢者も子どもも、誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送ることが私たち市民の願いであり、まちづくりの基本です。

しかし、私たちの住む地域社会では、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障がいや疾病に対する誤解から生じる偏見・差別、子育てや介護に関する悩み、家庭内での暴力や虐待、ジェンダー（※3）に起因する格差、対人的なストレスによる社会的孤立、建物や道路等の構造上の物理的障壁などといった様々な課題が生じています。

このような課題を解決していくためには、行政による対象者ごとの福祉サービスだけでは十分とは言えず、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にして、困った時に支え合う「顔の見える関係づくり」や、お互いを認めて支え合う「共に生きる社会づくり」を進めていくことが必要となります。

※2 新しい公共（新たな公共）

平成22年6月に開催された「新しい公共円卓会議」において宣言されたもので、「人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、古くから日本の地域や民間の中にあつたが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。」としている。

※3 ジェンダー

生物学上の性差に対し、社会的・文化的につくり上げられた性差のこと。

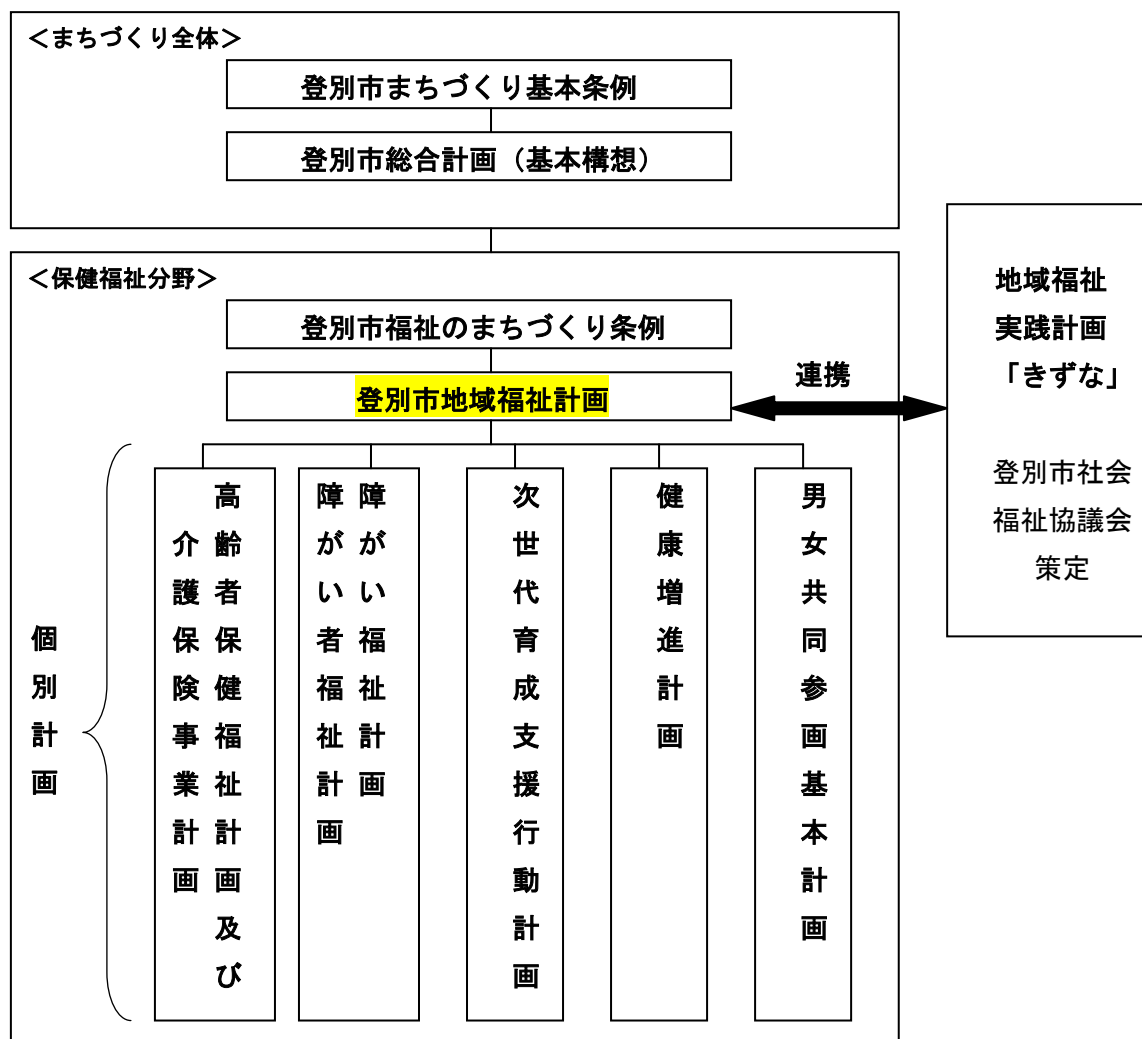
地域で暮らす私たちが一人ひとりの個性を尊重しながら積極的に地域づくりに関わり、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、市は、地域に根差した活動の規範となる理念を市民と共有するものとしての「登別市福祉のまちづくり条例」と、その条例の理念に基づく行動指針としての「登別市地域福祉計画」を策定することとしました。

4 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」であり、市民、事業者及び市が相互に協力・連携し、地域福祉を推進するための計画とします。

本計画は、「登別市総合計画」を上位計画とし、登別市まちづくり基本条例の理念に基づく保健福祉分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。また、保健福祉分野のマスタートプラン（基本計画）として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付ける計画とします。

更に、社会福祉法人登別市社会福祉協議会が策定している「登別市地域福祉実践計画（以下「きずな」という。）」（※4）と連携して、互いに車の両輪として地域福祉を推進する計画とします。



※4 登別市地域福祉実践計画（愛称「きずな」）


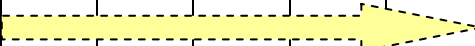

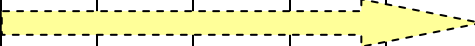
社会福祉法人登別市社会福祉協議会が策定した地域福祉実践計画である。この計画は、平成17年度に第1期計画（平成18年度～22年度の5年間）が策定され、平成22年度に第2期計画（平成23年度～27年度の5年間）が策定されている。

5 計画の期間

計画期間は5年を基本としますが、当市の地域福祉推進には社会福祉協議会が策定した「きずな」(※4)との連携が必要であることから、今回(第1期)については初年度を平成25年度とし、最終年度は「(第2期)きずな」に合わせて平成27年度として、3ヵ年の計画として策定します。

なお、計画期間中であっても、市民を取り巻く環境の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

<計画期間>

年度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度
登別市 地域福祉 計画			 (第1期)			 (第2期)				
きずな (社会福祉 協議会)	 (第2期)					 (第3期)				

((*) 平成28年度以降は、現時点の想定として示したものです。)

第2章 計画の基本方針

1 基本方針

「^{ぬく}温もりある福祉のまち のぼりべつ」

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。

いろいろな困難を抱えている人がいたとしても、その人の尊厳を認め、人と人とのつながりを大切にして、困った時に支え合う「顔の見える関係づくり」や互いを認めて支え合う「共に生きる社会づくり」を進め、誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくっていかねばなりません。

また、こうした地域社会づくりは、「湯之国^{ゆのくに}登別」を訪れる方にとっても市民とのきずなを深めることとなり、誰もが心身ともに温もりを感じられる「福祉のまちづくり」の推進につながっていくものです。

本計画は、「登別市福祉のまちづくり条例」の理念に基づく行動指針であり、「^{ぬく}温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支え合いの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指すものです。

2 計画の基本目標

計画の基本方針を実現するために、7つの基本目標を設定しました。

◆基本目標1◆

共に支え合うまちづくり

◆基本目標2◆

のびやかな人生が息づくまちづくり

◆基本目標3◆

健康を守り育てるまちづくり

◆基本目標4◆

やさしさに満ちたまちづくり

◆基本目標5◆

安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり

◆基本目標6◆

男女が共に参画するまちづくり

◆基本目標7◆

安全で安心して暮らせるまちづくり

3 計画の体系

7つの基本目標のそれぞれについて、基本目標達成のために必要な取り組みを次のとおり設定します。

その取り組みの詳細については、第4章に記載します。

基本理念	基本目標	基本目標達成のための取り組み
「 <small>ぬく</small> 温もりある福祉のまち のぼりべつ」	1. 共に支え合うまちづくり	ノーマライゼーション理念（※1）の普及
		福祉推進体制の強化
		地域福祉活動の推進
	2. のびやかな人生が息づくまちづくり	長寿社会の基盤づくり
		高齢者福祉の充実
		介護サービスの充実
	3. 健康を守り育てるまちづくり	健康づくり意識の確立
		保健予防活動の充実
		地域医療の充実
	4. やさしさに満ちたまちづくり	障がい者（児）への理解
		障がい者（児）の自立支援
		障がい者（児）の社会参加の促進
	5. 安心して子どもを生まれ、健やかに育つまちづくり	子育ての不安と負担の軽減
		児童虐待の防止
	6. 男女が共に参画するまちづくり	男女の人権が尊重される社会の実現
		男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現
	7. 安全で安心して暮らせるまちづくり	自立した暮らしへの支援
		総合防災体制の整備
		地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備

4 計画の策定体制

(1) 「登別市福祉のまちづくり検討委員会」の設置

登別市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）の制定及び登別市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民や福祉に携わっている方々などからの多くの意見を反映させることを目的として、福祉・教育・経済関係者と一般公募の市民からなる「登別市福祉のまちづくり検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、条例素案作成についての検討・論議と、作業部会で作成された計画素案のとりまとめ・調整を行いました。

- ◆開催回数 13回
- ◆出席者数 延148人

(2) 「登別市福祉のまちづくり検討委員会作業部会」の設置

計画素案作成のため、市内関係団体からの推薦者及び一般公募の市民からなる「登別市福祉のまちづくり検討委員会作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置しました。

作業部会は、基本目標2～7に対応して、次のとおり6つの部会を設置しました。

部会名称	基本目標	
高齢者部会	2	のびやかな人生が息づくまちづくり
保健部会	3	健康を守り育てるまちづくり
障がい者部会	4	やさしさに満ちたまちづくり
子育て部会	5	安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり
男女共同部会	6	男女が共に参画するまちづくり
生活支援部会	7	安全で安心して暮らせるまちづくり

作業部会では、地域福祉に関する市民意識や生活課題を把握する段階から、部会の計画素案作成に至るまで、市民との意見交換を積み重ねながら論議しました。

- ◆開催回数 19回
- ◆出席者数 延120人

また、各作業部会での論議を調整するため、検討委員会会長と作業部会長の7名で「部会長会議」を開催しました。

なお、基本目標1については、部会長会議において素案作成を行いました。

- ◆開催回数 2回
- ◆出席者数 延13人

(3) 「登別市福祉のまちづくり策定会議」の開催

条例素案及び計画素案を一体的に論議するため、検討委員会及び作業部会の全委員で「登別市福祉のまちづくり策定会議」を開催し、意見交換などを行いました（平成23年9月）。

また、検討委員会及び作業部会において検討を重ねた条例素案及び計画素案については、平成24年6月に開催した策定会議において最終決定し、市に意見具申が行われました。

- ◆開催回数 2回
- ◆出席者数 延68人

市では、意見具申された条例素案及び計画素案を基にして、条例及び計画の内容について検討を行いました。

(4) 関係団体等との懇談会の開催

福祉サービス利用者、福祉サービスを提供する事業者、ボランティア団体、地域福祉を推進する団体などと懇談会を開催し、地域における生活課題や福祉サービスの現状などについて意見交換を行いました。

また、条例素案及び計画素案の内容に関して、意見交換を行いました。

委員会等名称	回数	参加者数
検討委員会	4回	100人
高齢者部会	1回	12人
保健部会	1回	14人
障がい者部会	1回	13人
子育て部会	1回	12人
男女共同部会	1回	13人
生活支援部会	—	—

※生活支援部会は生活自立・防災・防犯などをテーマとしており、テーマが多岐に渡ることから、作業部会としての懇談会は開催せず、検討委員会が各部会素案を集約した後に開催する懇談会において、意見を伺いました。

(5) 各種アンケート調査結果の活用

地域における生活課題の把握や地域福祉推進のための協働体制の検討などにあたり、他の福祉関連計画において実施したアンケート調査結果を分析し、検討委員会及び作業部会での論議や関係団体等との懇談会の資料として活用しました。

第3章 地域の現状

1 登別市の概況

登別市は、北海道南西部に位置する人口約 51,000 人のまちです。東西約 18.5km、南北約 22.6km に広がり、面積は 212.11km² を有しています。

市の南東部は太平洋に面しており、北部は山地となっており、海と山に囲まれた自然豊かなまちです。

また、登別温泉とカルルス温泉は全国的にも有名な温泉地であり、特に、登別温泉は硫黄泉や食塩泉など 9 種類もの泉質があることで知られ、「湯之国（ゆのくに）登別」として PR に努めています。

2 少子高齢化の進展

わが国は出生数の減少と少子化が進む一方、平均寿命が延びて高齢者が増加している現状が示しているとおおり、少子高齢化・人口減少という歴史的な転換期にあり、どの国も経験したことの無い高齢社会を迎えています。

当市においても、年少人口（15歳未満）が減少を続けているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進展しています（表 2-1 参照）。

合計特殊出生率（※5）については、平成 22 年度の数値と比較すると、市は 1.24 人であり、全国（1.39 人）や北海道（1.26 人）よりも低くなっています（表 2-2 参照）。

また、最も人口の多い団塊の世代（昭和 22 年から昭和 24 年に生まれた人）が高齢者の仲間入りをしていくことから、今後、高齢化が急速に進展するものと予測されています（当市の年齢別人口分布（人口ピラミッド）は、図 2-3 参照）。

このような少子高齢化の進展は、若年労働力の減少による経済の衰退、何らかの支援が必要な高齢者の増加、社会保障分野（年金・医療・福祉）における現役世代の負担増など、社会や経済に大きな影響を及ぼすものであると懸念されています。

なお、少子化の要因としては、結婚観・価値観などの個人意識の変化、仕事と家庭の両立の困難さ、女性の社会進出やライフスタイルの多様化に対する社会的対応の遅れ、子育てに関する経済的・精神的負担の増大などによる晩婚化（表 2-4 参照）が挙げられています。近年では、若年労働者に対する就労環境の悪化も、晩婚化に一層の拍車をかけているものと考えられています。

※5 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に生む子どもの平均数を示す。

表 2-1：登別市の総人口等の推移

年次	総人口 (人)	年少人口 (0～14歳) (人)	生産年齢人口 (15～64歳) (人)	老年人口 65歳以上 (人)	総世帯数 (世帯)
平成2年	55,571	9,598	38,670	7,293	19,539
平成7年	56,892	8,349	39,394	9,149	21,259
平成12年	54,761	7,291	36,369	11,097	21,641
平成17年	53,135	6,509	33,561	13,065	21,511
平成22年	51,526	6,086	30,802	14,612	21,717

※国勢調査

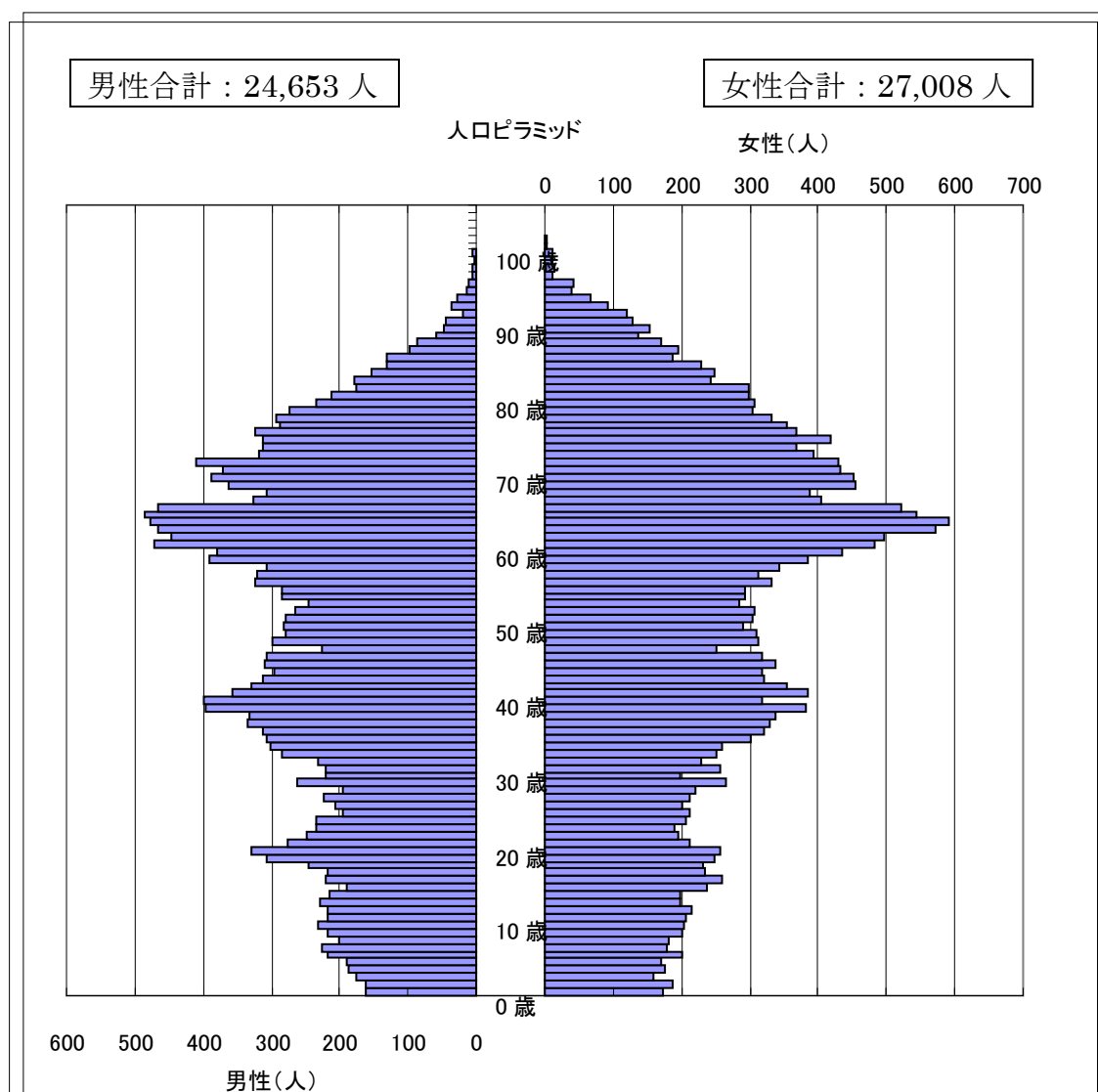
表 2-2：合計特殊出生率の推移 (単位：人)

年次	全国	北海道	登別市
平成7年度	1.42	1.31	1.35
平成12年度	1.36	1.23	1.15
平成17年度	1.26	1.15	1.24
平成18年度	1.32	1.18	1.33
平成19年度	1.34	1.19	1.35
平成20年度	1.37	1.20	1.29
平成21年度	1.37	1.19	1.25
平成22年度	1.39	1.26	1.24
平成23年度	1.39	1.25	—

※全国及び北海道の出生率は厚生労働省「人口動態統計」

※登別市の合計特殊出生率は住民登録数から算出

図 2-3 : 人口ピラミッド (平成 24 年 8 月 31 日現在)



※住民基本台帳

表 2-4 : 平均婚姻年齢の年次推移

区 分	初婚時の年齢		全婚姻に占める再婚件数割合	
	夫 (歳)	妻 (歳)	夫 (%)	妻 (%)
平成 15 年度	29.4	27.6	17.1	15.4
平成 19 年度	30.1	28.3	18.8	16.5
平成 20 年度	30.2	28.5	18.7	16.6
平成 21 年度	30.4	28.6	18.7	16.4
平成 22 年度	30.5	28.8	18.5	16.2
平成 23 年度	30.7	29.0	18.1	16.0

※厚生労働省「人口動態統計」

3 要援護者の増加

高齢化の進展に伴い、介護をはじめとして何らかの支援を必要とする人も増加しています。

介護保険制度における65歳以上の被保険者数（第1号被保険者数）及び要介護認定者数について、平成20年3月末と平成24年3月末での推移を比較すると、第1号被保険者は1,093人増加し、要介護認定者も435人増加しています（表3-1参照）。このうち、実際に介護サービスを利用した人数も、平成19年度は月平均1,440人であったのに対し、平成23年度は月平均1,699人と増加傾向にあります（表3-2参照）。今後も、高齢者の増加に伴い、要介護認定者も増加していくものと推測されます。

また、一人暮らしの高齢者も増加しており、従来、家族が担ってきた相互扶助機能を維持していくことが困難になるとの指摘もあります。

一方、障がい者を取り巻く環境は、平成18年に障害者自立支援法が施行されたことにより、それまでの「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」の障がい種類別の支援から、三障がいを共通の制度の下で支援する仕組みに大きく変化しています。

近年、発達障がいや高次脳機能障がいが「障がい」に含まれるとともに、従来の施設福祉から地域福祉へと転換されてきています。地域生活や社会参加活動などに何らかの支援が必要な障がい者が増加することが想定され、地域社会において、これまで以上の理解と支援が得られなければ、在宅での生活が困難になるとの指摘もあります（障がいに関する諸数値は、表3-3～表3-6参照）。

表 3-1 年度別要介護認定状況

区 分	要介護認定者数① (人)	第1号被保険者数② (人)	総人口③ (人)
	①/② (%)	②/③ (%)	
平成20年3月末	1,885	13,860	52,905
	13.6	26.2	
平成21年3月末	2,053	14,345	52,572
	14.3	27.3	
平成22年3月末	2,143	14,540	52,199
	14.7	27.9	
平成23年3月末	2,261	14,673	51,892
	15.4	28.2	
平成24年3月末	2,320	14,953	51,474
	15.5	29.0	

※要介護認定者数には、第2号被保険者数を含む

※人口は、住民基本台帳登録数

表 3-2 年度別介護サービス利用状況（月平均人数）（単位：人）

区 分	居宅サービス 利用者	地域密着型 サービス利用者	施設サービス 利用者	計
平成 19 年度	1,006	70	364	1,440
平成 20 年度	1,033	69	376	1,478
平成 21 年度	1,111	72	372	1,555
平成 22 年度	1,183	76	366	1,625
平成 23 年度	1,230	95	374	1,699

※各年度の月平均人数の実績数

表 3-3 年度別身体障がい者数

区 分	手帳所持者数① (人)	総人口② (人)	人口割合 (①/②) (%)
平成 19 年度	2,656	52,905	5.02
平成 20 年度	2,725	52,572	5.18
平成 21 年度	2,739	52,199	5.25
平成 22 年度	2,640	51,892	5.09
平成 23 年度	2,542	51,474	4.94

※人口は、各年度 3 月末の住民基本台帳登録数

表 3-4 年度別知的障がい者数

区 分	手帳所持者数① (人)	総人口② (人)	人口割合 (①/②) (%)
平成 19 年度	318	52,905	0.60
平成 20 年度	319	52,572	0.61
平成 21 年度	336	52,199	0.64
平成 22 年度	327	51,892	0.63
平成 23 年度	336	51,474	0.65

※人口は、各年度 3 月末の住民基本台帳登録数

表 3-5 年度別精神障がい者数

区 分	精神障がい者数① (人)	手帳所持者数② (人)	総人口③ (人)
	①/③ (%)	②/③ (%)	
平成 19 年度	1,078	240	52,905
	2.04	0.45	
平成 20 年度	1,139	282	52,572
	2.17	0.54	
平成 21 年度	1,321	294	52,199
	2.53	0.56	
平成 22 年度	1,644	251	51,892
	3.17	0.48	
平成 23 年度	1,492	238	51,474
	2.90	0.46	

※人口は、各年度 3 月末の住民基本台帳登録数

※精神障がい者数は、各年度 12 月末時点で入院又は通院している人数の合計

図 3-6 年度別障がい者自立支援サービス受給者数

区 分	訪問系 ① (人)	日中活動系 ② (人)	居住系 ③ (人)	旧体系 ④ (人)	合計 ⑤ (人)	総人口⑥ (人)
	①/⑥ (%)	②/⑥ (%)	③/⑥ (%)	④/⑥ (%)	⑤/⑥ (%)	
平成 19 年度	27	99	63	127	316	52,905
	0.05	0.19	0.11	0.24	0.60	
平成 20 年度	70	189	67	136	462	52,572
	0.13	0.36	0.13	0.26	0.88	
平成 21 年度	68	286	106	100	560	52,199
	0.13	0.55	0.20	0.19	1.07	
平成 22 年度	71	329	109	88	597	51,892
	0.14	0.63	0.21	0.17	1.15	
平成 23 年度	60	345	109	39	553	51,474
	0.12	0.67	0.21	0.08	1.07	

※人口は、各年度 3 月末の住民基本台帳登録数

※訪問系、日中活動系、居住系及び旧体系サービスの受給者数は、各年度 3 月末の実人員数（複数のサービスを受給している者も含む）

※旧体系サービスは、平成 23 年度末に新体系サービスへ移行

4 家族形態の多様化

少子高齢化、産業構造の変化、個人の価値観の多様化などにより、従来多く見られていた多世代家族が減少し、核家族化が進行しています。

当市においても、平成2年には1世帯あたりの平均人数が2.76人であったのに対し、平成22年には2.28人と減少しています(表4-1参照)。また、核家族世帯は平成17年以降減少傾向に転じていますが、単独世帯は増加傾向にあります(表4-2参照)。

多世代家族や世帯人数の減少は、家庭内における相互扶助機能の低下を招くことにつながり、また、介護や子育てについての知識・経験が次世代に伝わらなくなるなどの課題に直面しています。

家族形態の多様化に起因する様々な課題に対応していくためには、従来の性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に家事や育児を担う男女共同参画の推進に加えて、何らかの支援が必要な高齢者、子ども、障がい者などを地域で見守っていく必要があります。

また、ひとり親家庭が平成2年には1,364世帯であったのに対し、平成22年には1,956世帯と増加していることから、ひとり親家庭を支援する仕組みづくりも重要となっています(表4-2参照)。

表4-1 一般世帯数と核家族世帯数

区 分	一般世帯数 (世帯)	核家族世帯数 (世帯)	一般世帯 世帯員数(人)	一般世帯・1世帯 当り人数(人)
平成2年	19,510	13,840	53,806	2.76
平成7年	21,232	14,451	54,973	2.59
平成12年	21,609	14,514	53,062	2.46
平成17年	21,480	14,177	50,912	2.37
平成22年	21,680	13,742	49,462	2.28

※国勢調査

表4-2 核家族世帯内訳 (単位：世帯)

区 分	核 家 族 世 帯 数			その他の 親族世帯	単独世帯	
	夫婦のみ 世帯	夫婦と子 世帯	1人親と子 世帯			
平成2年	5,135	7,341	1,364	13,840	2,008	3,662
平成7年	5,900	7,037	1,514	14,451	2,042	4,739
平成12年	6,367	6,492	1,655	14,514	1,852	5,173
平成17年	6,562	5,766	1,849	14,177	1,776	5,435
平成22年	6,435	5,351	1,956	13,742	1,556	6,219

※国勢調査

5 住民交流の現状と新たな地域活動の動き

近年、これまでの地縁・血縁などを基本とする家族や地域の連帯感や支え合いの力が弱まってきており、町内会活動や老人クラブ活動の参加者が減少したり役員の手が不足するなど、地域活動に大きな影を落としています。

地域社会は市民一人ひとりが安全かつ健やかに自立した生活を送るための基盤であり、快適な生活環境を保持するうえで地域社会の果たす役割は大きなものであることから、その活動の活性化が求められています。

一方では、新たな充実感や生きがいを求めて、ボランティア団体やNPO法人などが行っている社会活動に参加しようとする意識も芽生えてきています。地域福祉の推進に重要な役割を担う地域社会では、市民の新しい地域活動と地縁などに基づく従来の地域活動との連携が大きな課題であり、これらの活動の連携と実践が「新しい公共」(※2)を創り出すものと考えられます。

このような連携と実践が日常生活上の不安解消や生活課題の解決につながるものであり、同時に、自らの意思で様々な活動に参加できる地域社会づくりにもつながるものとして、今、求められているものです。

表 5-1 年度別老人クラブ数

区 分	老人クラブ数 (団体)	老人クラブ 加入会員数 (人)	高齢者人口 (人)
平成 19 年度	45	2,839	13,861
平成 20 年度	45	2,713	14,354
平成 21 年度	39	2,477	14,532
平成 22 年度	39	2,444	14,668
平成 23 年度	38	2,414	14,920

※高齢者人口は、各年度 3 月末の住民基本台帳登録数

※老人クラブ数及び加入会員数は、各年度 5 月末現在の数値

表 5-2 ボランティア団体数及び活動者数

区 分	ボランティア団体数 (団体)	活動者数 (人)
平成 19 年度	49	3,202
平成 20 年度	62	2,518
平成 21 年度	67	2,698
平成 22 年度	70	2,571
平成 23 年度	71	2,710

※各年度 3 月末のボランティアセンター（※6）登録数

表 5-3 町内会数及び加入世帯数

区 分	町内会数 (団体)	町内会 加入世帯数 (世帯)	総世帯数 (世帯)
平成 19 年度	94	18,670	24,617
平成 20 年度	94	18,387	24,759
平成 21 年度	94	18,468	24,767
平成 22 年度	94	18,379	24,846
平成 23 年度	94	18,102	24,862

※町内会数及び加入世帯数は、各年度 3 月末の登別市連合町内会登録数

※総世帯数は、各年度 3 月末の住民基本台帳登録数

6 各種アンケート調査等に見る地域の生活課題

本計画の策定にあたっては、広く市民の生活実態や意見・要望等を把握し、それらを分析しながら、検討委員会及び作業部会での論議や関係団体等との懇談（意見交換）を行うことが重要であるとの認識から、近年実施された各種アンケート調査の結果を活用しました。

特に、登別市社会福祉協議会が策定した「きずな」（※4）の基礎資料としたアンケート調査結果は、本計画と同様の「地域福祉推進」という目的のものであることから、多くの項目を活用させていただきました。

ここでは、市民の地域活動に関するアンケート調査結果とその分析などを紹介させていただきます。

※6 ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場に関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたい人との調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」であり、社会福祉協議会内にある。

(1) 地域で安心して暮らすために、特に重要と考える活動（表 6-1 参照）

地域で安心して暮らすために、特に重要と考える活動について調査しています。設問は16項目から3つまでを複数選択するものであり、回答総数は4,626件となっています。

回答については、「高齢者に対する福祉活動」52.6%が最も多く、次いで「防犯・防災・交通安全活動」34%、「健康や医療に関する活動」32%と、いずれも30%を超える高い関心が寄せられています。

以下、「町内会活動」24.1%、「障がい者に対する福祉活動」19%、「災害時のボランティア活動」17.1%、「子育てに関する活動」15.5%、「地域の美化・環境保全に関する活動」15%と続いています。

そして、「人権擁護に関する活動」が3.85%（67人）であり、低率ではあるが関心を持っていることに注目したい。地域福祉を進める福祉の基本理念を理解することが大前提である。」との分析をしています。

表 6-1 「地域で安心して暮らすため、特に重要と考える活動」

項 目	男性 (%)	女性 (%)	合計 (%)
高齢者に対する福祉活動	50.13	54.90	52.58
障がい者に対する福祉活動	19.32	18.98	19.00
教育・文化・スポーツ振興	9.72	9.17	9.41
町内会活動	29.92	19.08	24.17
民生委員児童委員活動	7.83	9.06	8.67
老人クラブ活動	7.58	5.01	6.14
子育てに関する活動	12.25	18.34	15.50
地域の美化・環境保全に関する活動	16.41	13.86	14.98
まちづくりなどに関する活動	15.28	12.37	13.66
青少年の健全育成に関する活動	13.13	12.79	13.03
健康や医療に関する活動	31.31	32.84	32.03
国際交流・国際協力に関する活動	0.88	0.85	0.86
災害時のボランティア活動	15.28	18.66	17.11
防犯・防災・交通安全などの活動	32.83	35.07	34.04
人権擁護に関する活動	2.90	4.58	3.85
その他	0.51	0.53	0.52

(2) 地域の活動に参加するための条件（表 6-2 参照）

地域の活動に参加するためには、どのような条件が整う必要があると考えているかについて調査しています。回答総数は4,578件となっています。

「活動に生きがいや充実感があればよい」37.9%が最も多く、次い

で「時間的余裕があればよい」36.1%、「自ら健康であればよい」31.1%、「経済的な余裕があればよい」30.5%となっています。

最も回答が多かった「生きがいや充実感」に関しては、「活動（そのもの）に生きがいや充実感があるのではなく、参加者が活動を通して生きがいや充実感を見出すことができるかどうか」が重要なのである。これは、「きずな」の策定にあたり、「住民参加」が最も重要であると考えたことに帰着する。自ら計画を立て、自らが価値を置く活動を見出し、その活動を置くことができる計画を創り上げていくことこそが重要なのである。」と指摘しています。

「趣味を生かせる活動」24.7%に関しては、「趣味を生かすことは生きがいに結びつくだろう。」と指摘しています。人それぞれの趣味を地域活動にどのように結び付けていくのかが課題と言えます。

「必要な情報提供」22.4%に関しては、「時間をかけることなく、欲しい情報を得ることができるかどうかで情報の評価が決まる。どのような情報をどこが提供するののかという具体性が必要である。」と指摘しています。一人ひとりが必要な情報（欲しい情報）とは何かを考え、自ら発信することが大切であり、その発信が新たな情報提供へとつながっていくものと考えられます。

表 6-2 「地域の活動に参加するための条件」

項 目	男性 (%)	女性 (%)	合計 (%)
経済的な余裕があればよい	32.32	29.10	30.48
時間的余裕があればよい	34.85	37.31	36.05
家庭での理解があればよい	8.08	10.87	9.59
職場での理解があればよい	8.96	7.36	8.04
必要な情報提供があればよい	21.34	23.24	22.39
仲間同士の支え合いがあればよい	17.55	21.00	19.46
趣味を生かせる活動があればよい	25.63	23.67	24.68
活動に生きがいや充実感があればよい	37.12	38.49	37.89
自ら健康であればよい	29.55	32.52	31.11
行政の積極的な支援があるとよい	27.02	22.17	24.40
ボランティア講座など学習の機会があるとよい	8.21	8.85	8.50
ボランティア活動への活動費の支援があるとよい	11.62	9.17	10.22

(3) 地域住民同士が支え合うために、自身が行えること (表 6-3 参照)

地域で住民同士が支え合い、地域の中で安心して暮らすために自身が行うことができる活動について調査しています。回答総数は4,127件となっています。

「日常的なあいさつ」80.6%が最も多く、次いで「声かけ・見守り・話し相手」64%となっています。

「日常的なあいさつは決して難しいことではなく、全てはここから始まる。あいさつが特別なものではなく日常的なものになることが、人間関係形成における大きな一歩であることを考えれば、非常に重要なことである。顔見知りの関係づくりから「声かけ・見守り・話し相手」へと発展するのである。これらの前提がなければ、他の活動には容易に取り組めない。」と指摘しています。

「悩み事などの相談相手」24.2%に関しては、「4分の1の人が相談相手となれるということは、大いなる地域資源である。この開発こそ、(きずな)計画づくりの主要な事業骨子となろう。」と分析しています。

「掃除や簡単な身の回りのこと」19.1%及び「簡単な介助」19.1%に関しては、「その機会をどう提供できるのかは、近隣の関係だけではなく、まさに地域ぐるみで人材の耕しが必要であることを示す大きな割合である。」と分析しています。

「集いやサロン運営」8.6%に関しては、「住民座談会で重要視されたサロン活動をお手伝いできる人がこれだけいることは、ないがしろにできない。どのように参加を呼びかけていくのか、人材の掘り起こしの可能性を示している。」と指摘しています。

「何も出来ない」3.73%(65人)に関しては、「出来ない事情のある人がいることを勘案しても、人は何らかのカタチで社会や人と関わっていくのであり、有用感を持って生きることは、生きがいや人生の充実感につながるのである。」と指摘しています。

また、本設問の結果を受けて、「人を救うのは人でしかありえない。ここに、登別の地域福祉を進める「支え合い・助け合い」のエネルギーの源を見た。」と結んでいます。

表 6-3 「地域住民同士が支え合うために、自身が行えること」

項 目	男性 (%)	女性 (%)	合計 (%)
日常的なあいさつ	79.67	81.56	80.65
散歩や外出の付き添い	15.28	17.70	16.53
声かけ・見守り・話し相手	62.88	65.14	63.95
簡単な介助	15.78	21.75	19.06
悩み事などの相談相手	24.75	23.67	24.17
掃除や簡単な身の回りのこと	20.45	18.12	19.17
集いやサロン運営	7.95	9.06	8.55
何もできない	3.66	3.73	3.73
その他	0.76	1.28	1.09

(4) アンケート調査を通じての提言

「きずな」策定の基礎資料であるアンケート結果分析を通じての提言の中から、地域福祉に関連する一節を紹介します。

「様々な要素を組み合わせて、支援ネットワークを構築することで、ひとりの自立した生活が維持される。そこで、地域にいる「わたし」は、自身の自立生活を維持することを第一義としながらも、他者に対して何ができるのかを、このアンケート調査を通して問いかけられたのである。地域は問題の発生場所であると共にその解決の場所でもあるとすれば、どのような問題がそこに発生していて、どの程度の問題意識を持っていて解決の意思があるのか否かを、このアンケート調査を通して一つでも共有し確認することが出来たのではないのだろうか。

～中略～

地域福祉の推進とは、全市共通の取り組みを核としながら、まさに個々の生活の場である地域社会での実践こそが、住民全体の福祉のまちづくりを具現化し、地域における自立生活保障のために公民協働による新たな公共を創り出すことに他ならない。

～中略～

地域福祉の基盤は、市民の福祉意識と活動啓発である。その市民の福祉意識を醸成していくためには、市民教育としての福祉教育の重要性を改めて確信した。日々の福祉活動の中で無意識的無意図的に形成されている「福祉の人として生きる」ことを、意識化させる取り組みこそ、「きずな

(計画)」に明確に示さなければならない。

人は好むと好まざるとに関わらず、独りでは生きていけない社会的存在である。

「福祉」に無関心であることは、いずれその人の生活に支障をきたすであろう。それを回避するためにも、今からでも遅くない。身近な暮らしの問題に気付くことから始めたい。アンケートの結果は、無関心層へ事の重要性をいかに伝えるかを示唆している。」と述べています。

第4章 基本目標ごとの取り組み

本章では、設定した7つの「基本目標」のそれぞれについて、【基本的な考え方】、【取り組み】及び【それぞれの取り組み】を整理しています。

【基本的な考え方】

「基本目標」に関して、社会情勢を踏まえたうえで地域における課題を分析し、それらの課題に対応していくための基本的な考え方を記載しています。

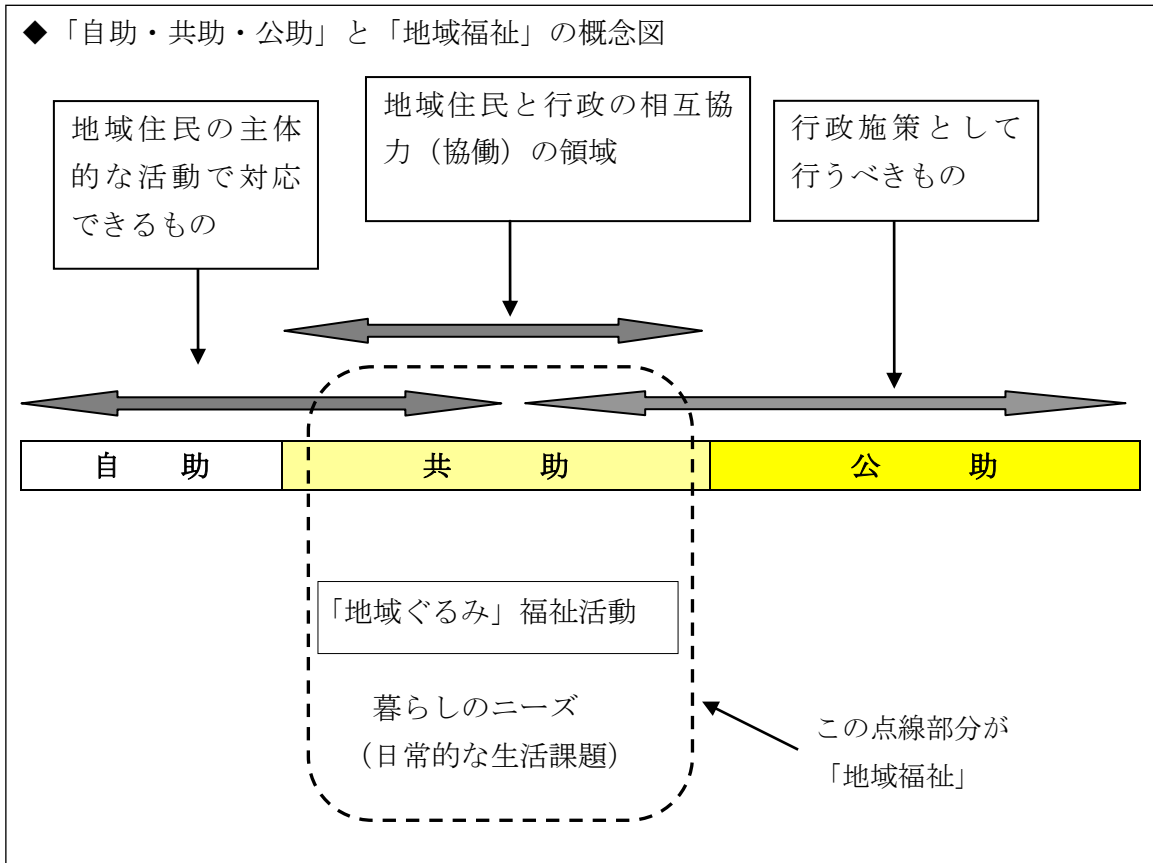
【取り組み】

第2章で定めた「基本目標達成のための取り組み」のそれぞれに関して、市が行う施策の方向性を記載しています。

【それぞれの取り組み】

「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくためには、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみの支え合い）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえて、まずは、自身ができる範囲のことから、地域に根差した活動に主体的に取り組むことが必要となります。

ここでは、「基本目標」を達成するための具体的な取り組みについて、「市民」、「事業者」、「社会福祉協議会」及び市（行政）の四者に区分して、それぞれが取り組むべきこと（役割）を記載しています。



1 共に支え合うまちづくり

【基本的な考え方】

市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重しながら、共に生きるという意識はまちづくりの基本です。

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、地域の一員として共に支え合い、差別や偏見のない福祉社会を築き上げることが市民の願いです。

支え合いのあるまちづくりを推進するためには、「福祉」を特定の人のためのものであるように限定的に捉えるのではなく、市民誰もが自身の能力や関心に応じて自分らしい生活を送ることができるまちづくりというように、広い視野で「福祉」を捉え直す必要があります。

広い視野での福祉を実現するためには、市民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域活動への参加啓発を行いながら、地域の中で孤立している人たちを結び付け、人間関係を深めていくための仕組みづくりが必要です。

そのために、市は幼児教育、学校教育、社会教育などあらゆる機会を通じて福祉教育を推進するとともに、市民の福祉意識の高揚を図り、ノーマライゼーション理念（※1）を普及することが重要です。

一方、市民一人ひとりには地域に関心を持ち、地域のことを知り、地域でのきめ細かな活動に参加していくことが必要となります。

【取り組み】

（1）ノーマライゼーション理念の普及

障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、地域の一員として「共に支え」「共に歩む」というノーマライゼーション理念をより一層普及するため、地域の人々の交流や地域活動への参加を促進させ、個人の人権を尊重した中で、互いを理解する場を広げます。

また、福祉意識の啓発のために、家庭、地域、学校、事業者などと連携して福祉情報を提供し、福祉について学習・理解する機会を増やします。

（2）福祉推進体制の整備

安定的で持続可能な地域福祉活動を展開するためには、市民、関係機関及び市がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働する必要があることから、市は福祉財源の確保や福祉を支える人材の育成と確保に努め、一方、市民及び事業者は福祉活動を理解し、福祉活動への積極的な参加と参画に努めます。

また、地域福祉の根幹を成す地域での「支え合い」や「見守り」を促進するために、市民、関係機関及び市が連携して、見守り体制の構築を進めます。

（3）地域福祉活動の推進

誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるまちづ

くりを実現するため、地域に根差した福祉活動の規範となる理念を市民と共有するものとして、「登別市福祉のまちづくり条例」を制定します。

更に、条例の理念を基に、地域福祉を着実に推進するための仕組みとして、市民、関係機関及び市が協働して策定した「登別市地域福祉計画」により、それぞれの役割を担いながら参加・参画する地域福祉推進体制の整備に努めます。

「きずな」(※4)との連携については、第2期「きずな」の中核を成す「小学校区計画」(※7)を推進するための「校区福祉体制」(※8)構築への支援に努めるとともに、校区福祉体制と市の地域福祉体制との連携・協働による推進方法や互いの役割などについて検討します。

また、市民のボランティア活動への積極的な参加を促進するため、市はボランティア活動に関する情報提供を充実させるとともに、登別市社会福祉協議会と連携してボランティアセンター(※6)の機能を強化し、地域福祉の担い手となるボランティアの育成を図ります。

【それぞれの取り組み】

◆市民

- あいさつや声かけを自ら積極的に行い、隣近所との関わりを深めます。
- 地域社会の一員として、ボランティア活動に参加します。
- 地域の情報に興味や関心を持ち、地域への理解を深めるとともに、町内会活動や地域行事に積極的に参加・参画し、地域コミュニティの活性化に努めます。
- 福祉関係講座などに積極的に参加して、ボランティア活動の重要性や地域での支え合いの大切さについて話し合います。
- 地域福祉推進のため、社会福祉協議会、事業所及び市が開催する福祉関係行事に参加することに努めます。

◆事業者

- 事業を通じて、福祉における支え合いの大切さの啓発に努めます。
- 地域行事や講習会などを通じて、福祉サービス利用者の理解促進につながる情報を提供し、福祉意識やノーマライゼーション理念(※1)の普及啓発に努めます。

※7 小学校区計画

第2期「きずな」では、地域における「新たな支え合い」の仕組みづくりとして、地域に密着した日常生活が行われている8つの小学校区ごとに「小学校区計画」を策定し、見守り体制の強化を図ることとしている。

※8 校区福祉体制

小学校区計画の実現に向けて、各小学校区において整備する体制のこと。

- 福祉サービスを利用する高齢者や障がいのある人などが、地域行事に気軽に参加できるように支援します。
- ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、関係機関と連携してボランティアの育成に努めます。
- 地域福祉推進のため、市民、社会福祉協議会及び市が開催する福祉関係行事に参加することに努めます。

◆社会福祉協議会

- 広報誌や各種研修会・講演会などを通じて、福祉意識やノーマライゼーション理念（※1）の普及啓発に努めます。
- 地域の人々が支え合うための仕組みとして、小地域ネットワーク活動（※9）やふれあい・いきいきサロン（※10）活動を推進します。
- ボランティア活動についての相談体制を充実させるとともに、ボランティアに関する情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境整備に努めます。
- ボランティアセンター（※6）の機能強化を図るとともに、ボランティア講座の開催やボランティア体験プログラムの開発により、ボランティア活動について学習する機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。
- 地域福祉推進のため、市民、事業者及び市が開催する福祉関係行事に参画することに努めます。
- 地域福祉推進のため、市民、事業者及び市と協働して、「きずな」（※4）の着実な推進を図ります。

◆市（行政）

- 誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるように、市民や福祉関係者等と協働で理念としての「登別市福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉を推進するための行動指針として市民や福祉関係者等と協働で策定した「登別市地域福祉計画」を着実に推進します。

※9 小地域ネットワーク活動

町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う事業。社会福祉協議会で、活動の支援を行っている。

※10 ふれあい・いきいきサロン

町内会や老人クラブなどが運営主体となり、地域で生活している高齢者や、地域住民（ボランティア等）が気軽に参加することができる仲間づくりの場。社会福祉協議会で、活動の支援を行っている。

- 安定的で持続可能な地域福祉活動を展開するため、福祉財源の確保に努めるとともに、福祉を支える多彩な人材の育成に努めます。
- 福祉教育の充実に努めるとともに、各種講演会や行事などあらゆる機会を通じて、ノーマライゼーション理念（※1）や地域福祉の重要性について普及啓発を図ります。
- 地域活動やボランティア活動に関する情報提供を行い、活動への積極的な参加を促進します。
- 地域で孤立している人を発見する仕組みをつくり、関係機関と連携し、定期的な見守りを行います。
- 社会福祉協議会と連携してボランティアセンター（※6）の機能強化を図り、市民ニーズに応えられるボランティア活動の推進や人材の育成に努めます。
- 「きずな」（※4）と連携・協働し、地域福祉の推進を図ります。
- 「きずな」における校区福祉体制（※8）構築への支援に努めるとともに、校区福祉体制と市の地域福祉体制との連携・協働による推進方法や互いの役割などについて検討します。

2 のびやかな人生が息づくまちづくり

【基本的な考え方】

高齢者が住み慣れた地域で安心してのびやかな人生を送るためには、心身が健康であるとともに、生きがいを持って自分らしく暮らすことが大切です。そのためには、心身の健康維持や回復についての取り組みはもちろん必要ですが、長寿化により人生の時間が増大している中で、どのように自分らしく生き生きと暮らしていくのかということが大きな課題となっています。

今後、団塊の世代が高齢者世代に突入し、高齢者人口がますます増えていくと見込まれており、一人ひとりが「このような課題を地域社会の中でどう解決していくのか」や「心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」をどこに求めるのか」ということを考えていかなければなりません。

社会福祉協議会のアンケート調査における「地域の活動に参加するための条件」という設問（第3章の表5-2参照）において、「地域の活動に生きがいや充実感があればよい」との回答が37.9%（10人に対して約4名の割合）であったことから推測すると、多くの方が地域での福祉活動に「生きがい」を感じられるのではないかと思います。

もちろん、地域での福祉活動にとどまらず、自らの知識、経験、能力、技術、趣味などを生かした活動により、生きがいを感じられる機会を増やすことも大切です。

また、生きがいづくりは保健・医療・福祉の分野を超えるものであることから、市民や事業者などと連携して、生きがいづくり活動の促進を図る必要があります。このような取り組みは、地域の活力につながるものであり、高齢者に限らずあらゆる世代に共通する課題とも言えます。

高齢者への公的な福祉サービス施策については、「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき推進を図るとともに、総合的支援や介護サービスを担う人材の資質向上及び介護保険事業者との連携などにより、利用者に対応した質の高いサービスを展開していくことが必要です。

また、在宅での家族介護者やひとり暮らし高齢者などに対する地域での支え合い体制の充実も重要となります。

【取り組み】

（1）長寿社会の基盤づくり

老人クラブ関係者や関係団体等と高齢者団体のあり方などについて検討し、高齢者の生きがいづくりの場の確保と機会の充実に向けた体制整備を図ります。

また、介護予防を重点とする介護保険制度の地域支援事業と連動して、市民の健康づくりを支援するとともに、高齢者の健康維持・増進のために健康相談体制の充実を図ります。

更に、介護保険制度の周知や利用に関する相談体制の充実を図ります。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようサービス基盤の充実を図るとともに、効果的な介護予防事業の充実を図ります。

また、在宅での家族介護者やひとり暮らし高齢者など地域で何らかの支援が必要な方に対して、支え合い活動及び相談体制を充実させ、安全・安心して暮らすことができる環境づくりに努めるほか、成年後見制度(※11)の利用による権利擁護促進などに努めます。

(3) 介護サービスの充実

「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険事業の適切な運営を図ります。

また、総合的支援や介護サービスを担う人材の資質向上及び介護保険事業者との連携などにより、利用者に対応した質の高いサービスの充実を図ります。

【それぞれの取り組み】

◆市民

- 高齢者にあいさつや声かけを行い、顔見知りの関係づくりに努めます。
- 町内会活動や老人クラブ活動などに、高齢者が参加するよう誘います。
- 市民一人ひとりが支援を必要としている人を見守り、話し相手になることに努めます。
- 支援を必要としている人を見かけた場合には、地域包括支援センター(※12)や民生委員児童委員などに連絡します。

◆市民(高齢者やその家族)

- 高齢者自ら、隣近所の人に積極的にあいさつや声かけを行います。
- 人生の先達者としての知識や経験を次世代に伝え広めることに努めます。
- 生涯学習、スポーツ、趣味など、自身が生きがいを感じられる場を探します。

※11 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力の不十分な方を支援する制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が本人の利益を考えながら、代理として契約等の法律行為を行うなどして、本人を保護・支援する制度。

※12 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防、権利擁護、総合相談支援などの事業を行っている。市内には、あおい(愛桜)、ゆのか、「けいあい」の3箇所がある。

- 高齢者やその家族は、普段の会話の中で、生活や心身の状況などを周りの人に伝えるようにして、地域とのつながりを深めるように努めます。
- 高齢者自ら、町内会活動や老人クラブ活動に積極的に参加し、仲間づくりや世代間交流を行います。
- 市や地域包括支援センター（※12）などが発信する福祉サービスに関する情報の把握に努めます。

◆事業者

- 地域の一員として、地域活動に参加します。
- サービス従事者の資質向上に努めます。
- 地域住民からの日常生活上の困りごとなどの相談に応じるとともに、地域情報の収集に努めます。
- 訪問サービスや宅配サービスなどの提供時に利用者へ声かけを行い、利用者の状態変化や異変を察知した場合には、適切な関係機関へ連絡します。
- 福祉事業者は、専門的な立場でケアマネジメント（※13）に参加・協力します。
- 福祉事業者は、福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や地域包括支援センター（※12）などと情報交換を行い、情報共有に努めます。

◆社会福祉協議会

- 広報「社協だより」、ホームページ、各種講座など、あらゆる機会を通じて福祉情報の発信に努めます。
- 小地域ネットワーク（※9）やふれあい・いきいきサロン（※10）の構築や活動支援を通じて、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げます。
- 相談機能の充実を図り、関係機関や行政と連携してワンストップ機能（※14）を持った相談窓口を整備します。
- サロンサポーター養成研修会などを開催し、介護予防などを支援する人材を養成し、地域における福祉活動の輪を広げていきます。
- 行政や関係機関と連携し、高齢者の権利擁護を充実します。

※13 ケアマネジメント

介護の必要な障がい者や高齢者に適切な自立計画や介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

※14 ワンストップ機能（サービス）

サービス利用者などの相談者が、複数の相談窓口を移動して必要な手続きを行うのではなく、1箇所の相談窓口で対応可能とする機能（サービス）。

◆市（行政）

- 「広報のぼりべつ」、ホームページ、出前講座などあらゆる機会を通じて介護予防の知識を普及啓発するとともに、介護保険制度の分かりやすい情報提供に努めます。
- 専門的かつ複合的なニーズに対応できるよう、研修などにより職員の資質向上を図り、ワンストップサービス（※14）を心がけます。
- 社会福祉協議会や関係機関と連携して成年後見制度（※11）などを活用し、高齢者の権利擁護を充実します。
- 介護予防や地域での支援・見守りなどを行う人材を養成します。
- 認知症や高齢者虐待についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症高齢者等のはいかいに対応するために、地域住民、警察及び地域包括支援センター（※12）などの関係機関と連携・協働し、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や保護後の見守り支援を行うネットワークの充実に努めます。
- 高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム（※15）」の考え方の実現に向けた取組みを進めます。
- 高齢者を支援する福祉サービス施策を、「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、着実・計画的に推進します。

※15 地域包括ケアシステム

地域において、保健・医療・介護・福祉の関係者が連携・協力して、高齢者のニーズに応じて一体的、体系的にサービスを提供する仕組み。

3 健康を守り育てるまちづくり

【基本的な考え方】

健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は「まちづくり」を支える基盤でもあります。

しかし、食生活が豊かになり、高齢化が進み、生活様式が多様化している現代社会では、毎日の生活習慣と関連が深い糖尿病、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しており、健康を維持していくことが難しくなっています。

健康で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、医療や福祉など、いざという時の安全網や支援体制を整えることはもちろん大切ですが、それ以上に、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、ライフステージ（※16）に応じた健康に関する情報収集、食育などの健康教育、軽スポーツの実践などを通じて、健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、子どもの頃から「健康づくりへの意識づけ」に関する教育が必要であるとともに、当市の恵まれた自然環境や温泉などの地域資源を活用して誰もが手軽に取り組める健康づくり活動の環境を整備することや、適切な医療や保健サービスを受けられる体制を確保することが必要となっています。

特に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるように、母子保健の充実が重要です。

また、多様な医療需要に応えるため、市民がいつでも適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の確保や緊急医療体制の整備も必要です。

【取り組み】

（1）健康づくり意識の確立

「自分の健康は自分でつくる」という自己管理意識をライフステージ（※16）に応じて広めるとともに、登別市健康増進計画「健康のぼりべつ21」に基づき、健康を支える環境づくりを推進します。

また、生活習慣病の予防が身に付けられる健康教室や食を通じた健康づくりである「食育」の推進、保健所や食生活改善推進員と連携した食生活に関する情報・学習機会の提供、健康通信「きらり」による健康づくり意識の普及啓発などを通じて、市民の健康づくりを支援します。

特に、健康づくりには、子どもの頃からの意識づけと実践が重要であることから、学校や家庭などと連携し、健康づくりに関する情報提供と意識の醸成に取り組めます。

※16 ライフステージ（生涯各期）

人間の一生における年代ごとの段階のこと。「登別市健康増進計画（平成17年3月策定）」では、乳・幼児期（0～5歳）、学齢期（6～15歳）、青年期（16～29歳）、壮年期（30～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳以上）に区分している。

(2) 保健予防活動の充実

市民が生涯にわたり心身の健康を維持するためには、その人のライフステージ（※16）に応じた保健予防活動を充実させる必要があります。

母子保健に関しては、妊産婦や乳幼児の保健指導、新生児の訪問指導、母子歯科保健、乳幼児検診、各種相談体制などの充実を図ります。

成人保健に関しては、各種検診、健康教育、健康相談などの充実により、生活習慣病の予防を図ります。

また、日常における運動の大切さを啓発するとともに、市民や関係機関と協働し、豊かな自然環境や温泉などの地域資源を活用した心身リフレッシュ活動の仕組みづくりに取り組みます。

更に、感染症（伝染病、エイズ、エキノコックス症など）についても、知識の普及啓発、予防接種の情報提供や勧奨による接種率向上などにより、予防医療の充実を図ります。

(3) 地域医療の充実

市民が安心して暮らせるようにするため、病院や診療所を地域ごとで連携させ地域医療のネットワークを進め、患者が、病気の種類や症状に応じて適切な医療機関で受診できる体制整備を図るとともに、救急医療施設相互の連携などにより、一次、二次に至る総合的な救急医療体制を整備するなど、市民の命を守る施策を推進します。

【それぞれの取り組み】

◆市民

- 健康教室や講演会などに積極的に参加し、健康づくりに関する情報収集と意識醸成を図ります。
- 家庭における看護方法や正しい応急処置法を身につけます。
- 家庭内において、食事で重要な噛むことの習慣化を図ります。
- 食生活の改善や運動などを行い、生活習慣病の予防に努めます。
- 定期的に健康診査や歯科検診を受診して、自らの健康チェックや歯周病予防に努めます。
- 心の健康維持のため、趣味や地域活動などの生きがいづくりに努めます。
- かかりつけ医を持ち、日常の体調管理に努めます。
- 隣近所や同世代などの気軽に集まることができる仲間同士でウォーキング（散歩）や体操などを行い、運動の習慣化に努めます。
- 心身のリフレッシュを図るため、家族や仲間同士で温泉や豊かな自然を活用した健康づくり活動に努めます。

◆事業者

- 従業者に対して定期健康診断を実施します。
- サービス利用者やその家族に対し、専門的見地から、日常の看護方法や緊急時の応急処置法に関する助言や、食育の大切さについての啓発に努めます。
- 健康教室や講演会などに参画し、市民の健康づくり意識の啓発に努めます。
- 温泉や豊かな自然を活用した健康づくり活動に対し、助言や機会提供に努めます。

◆社会福祉協議会

- 食生活や健康づくりに関する活動を行っているボランティア団体の支援に努めます。
- 地域において、体操や運動を通じた健康づくりを行っているふれあい・いきいきサロン（※10）の活動を支援します。

◆市（行政）

- 「健康通信きらり」の発行や健康教室、講演会などの開催により、健康づくり意識の普及啓発に努めます。
- ライフステージに応じた健康教育の充実に努めます。
- ウォーキング（散歩）や軽体操の実践を含めた健康教室などを活用し、日常における運動の大切さを啓発します。
- 食育に関する講話や調理実習などを通じて、バランスの取れた食生活に関する助言や栄養相談などを行います。
- 健康教育や健康相談を行い、生活習慣病の予防や家庭における健康管理を支援します。
- 心の健康を維持するため、悩みやストレスの解消方法について、普及啓発を行います。
- 市民の安心・安全を確保するため、地域医療、各種検診事業及び訪問指導の充実に努めます。
- 急な発病などに対応するため、救急救命体制の整備に努めます。
- 温泉や豊かな自然環境を活用した健康づくり活動に、誰もが手軽に参加できる環境整備に努めます。
- 発病を予防する「一次予防」に重点を置いた登別市健康増進計画「健康のぼりべつ21」に基づいた健康づくりに取り組みます。

4 やさしさに満ちたまちづくり

【基本的な考え方】

地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。例えば、健常者にとっては支障と感じられない事柄であっても、そうでない人たちにとっては生活に不便を感じたり、孤独感などの悩みを抱えたりすることが少なくありません。

このような意識の違いは、時として互いの無関心につながり、お互いの気持ちますます離れていってしまうことが心配されます。福祉のまちづくりのためには、地道にお互いの立場を知り、理解して認め合いながら支え合っていくことが大切です。

特に、障がいのある人に関しては、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が無くなったとは言いがたい現状にあります。すべての人から「心の壁」を取り除いてノーマライゼーション理念（※1）を浸透させていくためには、各種の広報・啓発活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育、地域や関係機関等と連携した特別支援教育、ボランティア活動などを通じて、障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

障がいのある人や障がいを持っていると思われる人で日常生活に何らかの支援が必要な人が、地域で安心・自立して暮らしていくためには、お互いの人格と個性を尊重した地域社会が必要となります。

そのためには、行動の妨げになる施設構造の解消、障がい状況に対応した住居等の確保、就労や訓練の場の確保、社会参加の機会が少ないことや情報の発信・収集手段が限定されていることへの対応、医療支援や相談体制の確立など、多くの課題に地域社会が連携・協働して取り組んでいく必要があります。

また、地域では住民相互のつながりが希薄になってきており、お祭りなどの地域行事やボランティア活動などへの参加者も減少している状況が見受けられることから、住民相互に支え合う関係を築いていくことができる機会の充実と場の確保など、地域活動への参画や参加者増加につながる新たな仕組みづくりが必要です。

更に、障がいのある人の権利擁護を図るため、障がい者（児）の虐待防止や養護者に対する支援などの体制整備に取り組んでいく必要があります。

【取り組み】

（1）障がい者（児）への理解

障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を実現するためには、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを推進する必要があるため、市民、事業者及び市が連携・協働し、広報紙等による各種啓発や多様な交流・ふれあい機会の提供を図ります。

また、幼少期からの福祉教育、地域や関係機関等と連携した特別支援教育などを通じて、ノーマライゼーション理念（※1）の浸透とハートバリアフリー（※17）活動の理解促進を図るとともに、ユニバーサルデザイン（※18）製品等の普及に向け、事業者への啓発に努めます。

更に、障がい者（児）の虐待防止や養護者に対する支援などを行う体制整備を図るとともに、障がい者虐待防止センター（※19）において虐待に関する通報対応や相談などを行い、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

（2）障がい者（児）の自立支援

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように在宅支援や相談支援体制を充実させ、地域福祉の担い手となるボランティアや福祉関係団体の育成と活動支援を行い、そのネットワーク化を図るとともに、地域で自立することが困難な人に対する施策展開や新たな支援ニーズに対応できる体制の整備を図ります。

また、障がい者の経済的自立を目指して、事業主の理解と協力のもと就労機会の拡充や就労訓練の場の確保などにより雇用の促進を図るとともに、障がい者の就労を支援する各種助成制度の周知や障がい者雇用に関する就労相談を実施することなどにより就労支援の充実に努めます。

更に、一般雇用に就くことが困難な障がい者に対しては、就労や就労訓練の場を提供する就労系サービス施設の充実に努めます。

※17 ハートバリアフリー（心の障壁の除去）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

※18 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどに関わらず、全ての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすること。

※19 障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障害福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者の支援などの「障がい者虐待防止センター」としての業務を行っている。

障がいのある人が地域で自立して生活するためには、住民相互の理解が必要であることから、共生サロンや関係事業所と協力して、多様な交流・ふれあい機会の提供に努めます。あわせて、ユニバーサルデザイン（※18）理念に基づく公共施設の整備・改善や、グループホーム（※20）、ケアホーム（※21）や障がい状況に対応した住環境の整備に努めます。

また、障がいの重度化防止を図るためには、障がいを早期に発見して適切な治療を行うことが重要であることから、保健・医療・学校などの関係機関と連携して、家庭や地域での障がいに対する気付きにつながる情報提供や各種相談を行い、障がいの早期発見と障がい児の早期療育体制の充実に努めます。

（3）障がい者（児）の社会参加の促進

障がいのある人が自らの意思により社会活動に参加できるように、障がい者団体の育成と組織の活性化を図ります。

また、市民、事業者及び市が連携して、文化・スポーツ活動の環境整備や指導者育成、町内会の協力による地域行事への参加呼びかけなどを行い、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

【それぞれの取り組み】

◆市民

- 障がいのある人に対する思いやりの心を育みます。
- 障がいのある人の移動の妨げとなる違法な駐車や駐輪はしません。
- 講演会や行事などに参加し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めます。
- 障がいのある人にとって、気軽に参加しやすい地域行事づくりに努めます。
- 障がいのある人やその家庭を見守り、相談に応じます。
- 障がいのある人とない人が連携して、地域の危険箇所の把握やバリアフリーの度合いを確認して、その改善方策などを話し合います。

◆市民（障がいのある人やその家族、障がい者関係団体）

- 障がいのある人自らが、地域行事などに参加し、地域の人と交流を図ります。
- 障がいのある人自らが、地域の人との関わりを深め、自身の個性や能力を理解してもらうように努めます。
- 福祉サービスに関する情報の把握や制度の理解に努めます。

※20 グループホーム（共同生活援助）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、相談や日常生活上の援助などのサービスを提供する施設。

※21 ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、入浴や排せつ、食事の介護などのサービスを提供する施設。

◆事業者

- 地域の一員として、地域活動に参加します。
- サービス従事者の資質向上を図ります。
- ユニバーサルデザイン（※18）製品の活用や施設の整備に努めます
- 地域住民からの情報提供や相談に応じるとともに、地域情報の収集に努めます。
- 障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるよう、地域と一体となって支援します。
- ボランティアの受け入れを行い、ボランティア育成や活動支援に努めます。
- 訪問サービスや宅配サービスなどの提供時に利用者へ声かけを行い、利用者の状態変化や異変を察知した場合には、適切な関係機関へ連絡します。
- 障がいのある人と地域の人々が一緒に楽しめる行事や交流の機会づくりに努めます。
- 福祉事業者は、サービス利用者が地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供や参加支援に努めます。
- 福祉事業者は、地域の様々な行事に参画して、福祉情報の提供やサービス利用者の現状について発信を行うことにより、福祉意識の啓発に努めます。
- 福祉事業者は、障がいのある人の生活を支援するため、専門的な立場でケアマネジメント（※13）に参加・協力します。
- 福祉事業者は、サービス利用契約時の事前説明により説明責任を果たすとともに、事業所内に苦情相談窓口を設置するなどして、苦情解決体制の整備を図ります。
- 福祉事業者は、サービス利用者の自立のため、生活や就労に関する相談に応じるとともに、一般就労への支援に努めます。
- 福祉事業者は、社会福祉協議会や行政と情報交換を行い、情報共有に努めます。

◆社会福祉協議会

- 広報「社協だより」、ホームページ、各種講座などあらゆる機会を通じて福祉情報の発信に努めます。
- 相談機能の充実を図り、関係機関や行政と連携して、ワンストップ機能（※14）を持った相談窓口を整備します。
- ボランティア養成講座や学校での体験学習などを通じて、ボランティアの養成やノーマライゼーション理念（※1）の普及啓発に努め、地域における福祉活動の輪を広げていきます。
- 地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに対応したボランティアの育成支援に努めます。
- 各種福祉団体に関する情報提供を行い、ボランティアセンター（※6）を中

心としたネットワークづくりに取り組みます。

- 障がい者団体や関係機関と協働し、多様な人々の交流とふれあいを促進します。
- 町内会や関係団体と連携し、地域での見守りや支援体制の構築に努めます。
- 行政や関係機関と連携し、障がいのある人の権利擁護を促進します。
- 障がいのある人が事業を始めたり、就職したりする際に必要とする費用について、生活福祉資金により貸付を行います。

◆市（行政）

- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるよう、「広報のぼりべつ」、各種講習会、福祉教育などあらゆる機会を通じて、ハートバリアフリー（※17）やノーマライゼーション理念（※1）の普及啓発を行います。
- ユニバーサルデザイン（※18）理念の啓発を図るとともに、民間企業などに対して、ユニバーサルデザイン理念に基づく製品活用や施設整備についての普及に努めます。
- 福祉事業者のサービス体制について、情報提供します。
- 地域や関係機関などと連携して、特別支援教育の充実を図ります。
- ハローワークなどと連携し、事業主に対し、障がい者雇用に関する各種助成・支援制度を広報するとともに、障がいのある人が短時間就労やトライアル雇用など多様な形態での就労ができるよう、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。
- 障がいのある人の就労訓練の場の確保や雇用促進を図ります。
- 市の事業において、障がいのある人の就労や訓練が可能となる発注内容などについて検討します。
- 障がいのある人や障がいを持っていると思われる人の日常生活を支援するため、障がい者相談支援事業所を中心として、相談支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度（※11）や日常生活自立支援事業（※22）などの障がい者自立支援サービスの周知を図り、適切なサービス利用を促進します。
- 障がい者虐待防止センター（※19）において、障がい者（児）の虐待防止や養護者に対する支援などを行います。

※22 日常生活自立支援事業

認知症などで判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの契約援助や、日常の金銭管理などの支援を行う事業。社会福祉協議会内に相談窓口がある。

- 障がいのある人や障がいを持っていると思われる人で日常生活に何らかの支援が必要な人の生活を支えるため、町内会、事業者、関係団体などと連携して、見守り体制の推進を図ります。
- グループホーム（※20）、ケアホーム（※21）や障がい状況に対応した住環境の整備・確保、日中活動系サービスの充実などにより、地域での自立生活を可能とする基盤整備を図ります。
- 障がいのある人を支援する福祉サービス施策を、「登別市障がい者福祉計画」及び「登別市障がい福祉計画」に基づき、着実・計画的に推進します。

5 安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり

【基本的な考え方】

少子化は活力ある地域社会づくりにあたっての課題であり、その対策は国にとっても、地域にとっても大きなテーマです。少子化と子育てに関する問題は、単に家庭の問題にとどまらず、将来の経済活動や年金等における社会保障制度の担い手に大きな影を落とすとともに、私たちの地域社会にも影響を及ぼすものとなっています。

近年の経済情勢の低迷に伴い、無職や雇用の不安定な若者が増加しており、「経済的不安」の増大は若年者の結婚観や結婚後の家庭プランへの影響も大きく、若年者が社会的に自立し、家庭を築き、子どもを生み育てていくことが難しい状況になっています。

今日では、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出に伴い、男女の固定的な役割分担意識や子育ての多くを女性に頼る生活習慣が変化しつつあり、男女ともに子育てを担い合うことが求められています。

また、地域においては、子どもたちが安心して遊ぶことができる空き地や路地などの空間が減少する一方、塾や習い事へ通う機会は増えており、子ども同士での遊びやふれあいの時間が減少しています。従来、子ども同士での遊びなどを通じて養われていた社会性や思いやりを身につける機会も少なくなり、そのことがいじめや登校拒否などの要因の一つと考えられます。

更に、核家族化の進行により、家庭や地域の中で受け継がれてきた子育てに関する知識や経験が次の世代に伝わらなくなり、子育ての不安や悩みを抱えながら孤立している親が少なくありません。出産や子育てなどの日常生活に関する情報交換や子ども同士を含めた地域でのふれあいの機会も少なくなり、子育て中の家庭では適切な親子関係づくりが図れず、過保護・過干渉や虐待などの親子関係の問題が生じやすくなっています。親だけが子育ての責任と負担を背負い込むことがないように、親子に直接ふれる機会の多い保健師や地域の人々が温かな一言をかけるなどの心配りや支援が必要です。

このような現状を踏まえ、これからは、若年者の社会的自立と経済的安定を図ることにより、子どもを生み育てる環境を整えながら、地域と家庭との連携により、地域社会全体で子育てを支援することができるまちづくりを推進していく必要があります。

若年者の社会的自立と経済的安定を図るためには、地域の潜在的資源を活用して新たなサービス提供を行う起業家育成や企業誘致、当市の基幹産業である観光を軸とした複合的産業基盤の形成、地場産業の育成などによる地域経済の活性化を通じて雇用の創出を図り、あわせて労働福祉の向上を図ることで、誰もが安心して働くことができる環境づくりを進める必要があります。

また、子育て環境の整備のためには、子育てに関する経済的負担の軽減に取り組むとともに、地域の情報を共有して地域全体で子育て家庭に関わりを

持ち、それぞれのニーズに対応した支援を行う場と機会が必要となります。

地域全体で支援していくためには、住民同士の交流とふれあいが不可欠な要素であり、支援される子どもとその家族が、支援する側である地域の人々と日頃から交流を深めておくことが大切です。

かつてのような交流はなかなか難しい状況にありますが、毎日のあいさつや子供会活動、お祭りなどの地域行事に親子で参加することなどにより、地域の人々とふれあっていくことが大切です。

【取り組み】

(1) 子育ての不安と負担の軽減

安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の実現に向けて、企業誘致や地場産業の育成などの地域経済の活性化を通じて雇用の創出を図り、若年者の社会的自立と経済的安定を図ります。

子育て環境については、子どもが健やかに育つように、母子保健の推進や子育て支援センターの充実を図るとともに、地域における子育てボランティアの育成や子育てサークルへの支援を行います。また、子育てに関する相談体制や情報提供の充実に努めます。

更に、男女が協力して家事・育児を行うという意識醸成を図るため、父親の子育て力の向上の支援や、男性の育児休暇・介護休暇の取得に関する普及啓発を行うことにより、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めます。

近年、共働き世帯の増加や核家族化などに伴い、多様な子育て環境の整備が望まれていることから、乳幼児保育の充実、保育所・幼稚園における保育・教育の充実及び民間活力を活用した施設整備の充実を図ります。あわせて、子ども同士の交流や地域でのふれあいを充実させるため、安全・安心な居場所づくりや、子どもたちの見守りなどを行う地域ボランティアの育成を行います。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、医療費、保育料、教育費などの支援を行うとともに、母子家庭の自立のために、その母親に対して、職業能力の向上や雇用の安定のための支援を行います。

(2) 児童虐待の防止

親自身のストレスや精神的な問題などから心の健康を保つことができなくなり、児童虐待に至ることが社会問題となっています。

児童虐待の防止や早期発見のため、民生委員児童委員や関係機関と連携し、支援を必要とする家庭、要保護児童や虐待が危惧される児童の把握に努めるとともに、児童虐待防止マニュアルを配布して地域全体での見守り体制の充実を図ります。

また、関係機関で構成する登別市要保護児童対策地域協議会において、

児童虐待に対して適切な対応策を講じるとともに、個々の事例にきめ細かく対応するために児童虐待相談員を配置します。

【それぞれの取り組み】

◆市民

- 親子で地域行事などに参加し、地域の人々との交流を図ります。
- 子ども会活動や子育て広場などに参加し、親同士や高齢者などとの多様な交流を通じて、仲間づくりに努めます。
- 子育ての当事者は、子育てサークルへの加入などにより気楽に話し合える仲間を作り、悩み事を一人で抱え込まずに早目に相談します。
- 日頃から、親子で地域との関わりを持ち、「地域のこども」として認識してもらうように努めます。
- 子育てをしている人が身近にいる場合、気楽に話し相手になり、子育てに関する知識や情報を交換するようにします。
- 登下校の時間帯に合わせて買い物や散歩などを行い、地域で子どもたちを見守ります。
- 何らかの支援が必要な家庭や要保護児童のいる家庭を見守ります。
- 子育て支援センターを中心とする子育てネットワークに参加し、地域での子育て支援体制づくりに取り組みます。

◆事業者

- 福祉活動を通じて、子育てに関する情報を地域に提供するように努めます。
- 幼稚園、保育所及び学校と連携し、多くの人気が気軽に楽しむことができる交流の機会づくりに努めます。
- 異年齢や世代を超えた交流などにより、地域の特色を生かした保育・教育内容の充実を図ります。
- 民生委員児童委員と連携して、要保護児童や虐待が危惧される児童の把握に努めるとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応・再発防止に努めます。
- 育児休暇制度や介護休暇制度を積極的に活用できるよう、職場環境の整備に努めます。
- 職業生活と家庭生活を両立するため、労働環境の整備に努めます。

◆社会福祉協議会

- 「ふれあい子育てサロン」(※23)を通じて、子育ての当事者や地域の人々が子育てを楽しみながら交流し、仲間づくりを行うことができる活動を推進します。
- 地域における子育て基盤整備のため、子育て支援の担い手を養成します。
- 青少年ボランティアの育成とボランティア活動への参加促進を図るため、子どもたちが参加しやすい研修会を開催します。

◆市（行政）

- 子どもが健やかに育つように母子保健の充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談を行います。
- 子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 児童館や学校などの社会資源の活用や、子育てに関する活動を行う団体などとの連携・協力により、子どもたちの居場所づくりや交流・ふれあい機会の提供などを行い、子どもの社会性や自主性が養われる環境づくりを進めます。
- 地域でのふれあい活動や子育て支援事業をはじめとする各種事業を推進するとともに、子育て支援センターを中心とした関係機関などによる子育てネットワークの充実に努めます。
- 子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う相互援助事業（ファミリーサポートセンター事業）を行ないます。
- ファミリーサポートセンター事業における提供会員（子育ての支援を行う方）の資質向上を図るため、講習会や交流会を行います。
- 男女が協力して仕事と子育てを両立することができるよう、市民や事業主に対し、男女共同参画に関する意識改善や職場環境改善などの情報提供や啓発を行います。
- 企業誘致や地場産業の育成などによる地域経済の活性化を通じて雇用の創出を図り、若年者の社会的自立と経済的安定を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、医療費、保育料、教育費等の支援を行います。
- 学校、幼稚園、保育所、地域住民などと連携して、地域全体で子どもを見守る機能を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止や少年非行防止に努めます。
- 次代を担う子どもや家庭への支援を、「登別市次世代育成支援行動計画」に基づき、着実・計画的に推進します。

※23 ふれあい子育てサロン

地域の方々が運営主体となり、子育て中の親子などが気軽に集まることができる仲間づくりの場。社会福祉協議会で、活動の支援を行っている。

6 男女が共に参画するまちづくり

【基本的な考え方】

戦後、日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、男女平等社会の実現に向けて、様々な法律整備や制度改革が行われてきました。

しかしながら、人々の意識の中には、性別による固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、社会的・文化的につくり上げられたジェンダー（性差）が依然として残っています。「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割分担意識にとらわれず、自らの主体性と責任を持って、差別のない、男女が対等・平等な関係の社会を築いていくことが大切です。

活力あるまちづくりを推進するためには、男女が多様な生き方を認め合い、喜びも悲しみも責任も分かち合いながら、家庭、地域、職場、政策決定の場などのあらゆる場面で自身の能力を発揮し、活躍することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

【取り組み】

(1) 男女の人権が尊重される社会の実現

長い歴史の中で培われた人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、現在も性別による固定的な役割分担意識が存在しており、家庭内暴力やセクシャル・ハラスメント（※24）など、女性に対する人権侵害や平等権の侵害が数多く行われています。

男女がともに人権を認めて尊重し合いながら社会の一員としての責任を担っていくために、男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発を行うことにより、家庭生活への男性の参画促進を図ります。

また、関係機関との連携により、配偶者・パートナーからの暴力や人権侵害を受けている被害者からの相談・支援体制の充実に努めます。

(2) 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

現在、家事、育児、介護などにより女性の負担が多いことなどから、政策・方針決定の場や地域活動などに女性が参画しにくい状況にあるとともに、女性の雇用機会や職域が限定されている状況にあります。

※24 セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じたりする行為のこと。

また、昨今の経済状況による労働環境の悪化から、ワーク・ライフ・バランス（※25）を図りにくい現状にあり、家庭生活や地域活動にも影響を及ぼしています。

このことから、女性の雇用機会や職域の拡大に努めるとともに、政策や方針決定などを行う各種審議会等への女性の登用促進を図ります。

また、女性が地域活動や市民活動へ積極的に参画できるよう、男女平等の観点に立った職場環境の整備についての情報提供と啓発に努め、男女ともに安心して働き続けることができる社会の実現を目指します。

【それぞれの取り組み】

◆市民

- 性別にかかわらず、地域活動や市民活動への参加に努めます。
- 男女共同参画に関する講演会や講座などの行事に参加することに努めます。
- 家庭内の家事、育児、介護などにおいて、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めます。
- 性別にかかわらず、地域に暮らす一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、社会の一員として男女平等社会の実現に努めます。
- 行政や各種団体における政策・方針決定の場である各種審議会等に、性別に関わらず、参画することに努めます。
- 配偶者・パートナーへの暴力や権利侵害を防止するため、民生委員児童委員や警察などの関係機関と連携し、地域での見守り、情報収集・提供及び啓発活動に努めます。

◆事業者

- 女性に対して、男性と均等な雇用に努めます。
- 男女平等の観点に立った職場環境の整備を図ります。
- 非正規雇用者の権利確保のため、労働環境の整備を図ります。
- 男女ともに育児休暇制度や介護休暇制度を積極的に活用できるよう、制度の普及を図ります。
- 職場におけるセクシャル・ハラスメント（※24）を防止するための啓発活動を推進します。
- 男女ともに職業生活と家庭生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（※25）を尊重した労働環境の整備に努めます。

※25 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

◆社会福祉協議会

- 地域活動や市民活動の機会提供に努めます。
- 介護支援や子育て支援などの事業を展開し、家庭を支援することにより誰もが社会参加できる環境づくりに努めます。
- 子育て支援者の養成や地域における子育て支援者の確保を図り、誰もが社会参加できる環境づくりに努めます。

◆市（行政）

- 男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための情報の収集・提供や、啓発活動に努めます。
- 地域活動や社会活動への男女の積極的な参加を促進するため、意識づくりや環境の整備に努めます。
- 女性の職域拡大に努めるとともに、行政における政策や施策決定の場への女性の参画を図ります。
- 男女ともに安心して働き続けることができるように、ニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。
- 女性の職業能力開発のための環境整備の促進に努めるとともに、再就業や起業を目指す女性への情報提供や支援に努めます。
- 関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を受けている被害者に対応する相談体制や支援体制の充実に努めます。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、「登別市男女共同参画基本計画（愛称：のぼりべつ・はあもにいプラン21）」を着実・計画的に推進します。

7 安全で安心して暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として共に支え合う社会を築き上げることが「安全で安心して暮らせるまちづくり」には必要であると考えられます。

しかし、近年、核家族化や個人の価値観の多様化などから、隣近所との付き合いはやや薄れ、地域社会の絆が希薄になってきている現状にあります。

このような地域社会の形成と、犯罪の増加や凶悪化などの懸念すべき事態とは無関係とは言えません。普段の何気ない付き合いが地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを認識する必要があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における被害は私たちに大きな衝撃を与え、いざという時の備えの大切さと防災に関する課題を突きつけました。

少子高齢化や核家族化の進行が世の中の政治・経済に影響を及ぼしていることは否定できませんが、私たちは自らの責任と権利の中で、政治や経済に関心を持ちながら「暮らしやすいまちづくり」に参画する必要があります。

また、生活基盤の弱い立場にある人に対しては、生活不安や孤独死などが生じないように、生活相談制度や職業訓練制度などを適切に活用しながら、生活の安定と経済的自立を図る必要があります。

更に、犯罪への対応には、警察による防犯対策とともに、日常生活における隣近所の付き合いなどを通じた地域の連帯による見守りや防犯力向上が大切です。そのような地域の連帯は、災害時における避難対応にあたっても必要となります。

地域ぐるみで安全を守り育て、情報を共有し、支え合いや助け合いを行っていくことが重要です。

【取り組み】

(1) 自立した暮らしへの支援

市は、町内会、民生委員児童委員及び関係機関との連携により、低所得や病気療養等で経済的に困窮するなどの生活上の問題を抱えている人に対し、生活相談制度や職業訓練制度などを活用して、生活の安定と経済的自立の支援に努めます。

(2) 総合防災体制の整備

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、互いに協力して被害の防止・軽減に努めることが重要です。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害や経済的被害を軽減するためには、「個人の防災意識」「防災訓練への参加」「防災マップ」についての認識を常に持つことが大切です。

市は、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する防災体制の構築を進めますが、災害時には、地域住民や町内会などが中心となって対応にあたることも必要となります。

また、市は、関係機関の協力のもと、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、防災訓練や災害ごと（火山、土砂、洪水、津波）のハザードマップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発に努めます。

（3）地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備

犯罪や少年非行の無い明るく住みやすい地域社会の実現を目指すために、警察による防犯対策とともに、関係機関や団体との連携を図り、各種啓発運動や防犯灯の設置、空家等の適正管理による犯罪誘発防止に努めるほか、町内会などと協働し、地域の連帯に基づく見守りや防犯力の向上に努めます。

【それぞれの取り組み】

◆市民

<生活の支援について>

- 日頃から、計画的に将来を見つめながら、自立した生活を心がけます。
- 町内会活動やサロン活動などを通じて、連帯を深めながらお互いを見守りに努め、近所の人様子が普段と異なるときには、速やかに町内会や民生委員児童委員などに情報を提供するようにします。

<防災について>

- 関係機関と協力しながら、防災マップを活用して災害別の避難方法（危険箇所や避難所など）や家族との連絡方法などを確認します。
- 飲料水や食糧等を備蓄し、携帯ラジオや懐中電灯などの非常持ち出し品を準備します。
- 地震や風水害などに備え、住宅の点検・補修や家具の固定などに努めます。
- 住宅用火災警報機の設置や火気器具の点検などを行います。
- 行政や地域で行う防災訓練や防災学習会などに参加することに努めます。
- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる体制整備に努めます。
- 避難所での自主的な活動など、防災機関と連携した応急対策に協力します。
- 地域の被災状況を把握して防災機関に通報するとともに、地域の人々に被災状況を伝達して避難誘導や支援に努めます。

- 防災ボランティア活動への参加や支援に努めます。

<防犯について>

- 防犯のための地域活動への理解と参加に努めます。
- 声かけやあいさつを通じ、地域で「顔の見える」関係を築き、地域の連帯に基づく防犯力の向上に努めます。

◆事業者

<生活の支援について>

- 従業者が充実した職業生活と家庭生活を送ることができるように、福利厚生の実施に努めます。

<防災について>

- 来客や施設利用者に対して、災害情報の提供、避難誘導、救助活動などを行います。
- 防災ボランティア活動への参加や支援に努めます。
- 法令を遵守した災害時の行動マニュアルを作成し、各自の役割分担を明確にし、防災体制の整備に努めます。
- 法令を遵守した防災訓練や避難訓練を定期的に行うとともに、職員に対する防災教育を行います。
- 福祉事業者は、日ごろから法令の遵守と防災意識の啓発に努め、災害時には、サービス利用者などに対して適切な安全確保策を行えるよう、その家族や介護者などと情報共有し、連携するように努めます。
- 福祉事業者は、その専門性を生かして、災害時に高齢者や障がいのある人などに配慮した支援ができるよう、体制づくりに努めます。

<防犯について>

- 資材置き場などの暗がり解消に努めて防犯環境を整備するとともに、所有する施設への他者の立ち入りに配慮し、事故防止に努めます。

◆社会福祉協議会

<生活の支援について>

- 見守りや相談体制の充実のため、町内会などの関係機関と連携して、小地域ネットワーク活動を推進します。
- 経済的支援が必要な人の自立更生のため、民生委員児童委員と連携しながら、生活福祉資金の貸付を行います。
- 町内会や民生委員児童委員などと連携を図りながら、見守り体制の充実に努めます。

<防災について>

- 地域防災力を高めるため、高齢者や障がいのある人など災害時に支援を必要とする方の視点に立った防災研修会や、災害時を想定した住民による炊

出し訓練などの支援を行います。

<防犯について>

- 地域で発生する悪質な訪問販売、空き巣、車上荒らしなどの犯罪被害情報を、地域福祉関係者が共有できる情報ネットワークづくりに取り組みます。

◆市（行政）

<生活の支援について>

- 経済的に困窮している低所得者や生活上の問題を抱えている人に対し、民生委員児童委員や関係機関と連携し、生活相談制度や職業訓練制度などを活用して、生活の安定と経済的自立を支援します。
- 社会福祉協議会、町内会、福祉関係団体などと連携し、地域での見守り体制を推進します。

<防災について>

- 災害発生に備えて情報伝達手段を整備し、確実に、市民に正確な情報を提供できる体制を整備します。
- 災害発生に備えて防災意識の啓発を行うとともに、市民や事業者などと連携し、障がい者や高齢者に配慮した支援体制づくりに努めます。
- 災害別の防災マップを作成・配布し、危険箇所や避難所を広報します。
- 災害時の備蓄食糧と備品の整備を図ります。
- 災害の際には、災害予防、応急対策、災害復旧などの防災業務全般にわたる具体的事項を定めた「登別市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、防災に努めます。
- 市職員に対し、防災に関する知識や技能の習得などの防災教育を行います。
- 市民や関係機関と連携し、定期的に総合防災訓練を実施します。

<防犯について>

- 街路灯の設置に努め、地域での安全な生活環境づくりを支援します。
- 警察署と連携して、防犯情報の共有を図ります。
- 具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識や被害予防意識の啓発に努めます。
- 防犯上の問題がありそうな施設・設備や公的場所・私的場所などを把握し、町内会などの関係機関と連携しながら、防犯環境の整備に努めます。

第5章 計画実現のために

1 計画内容の周知

市民一人ひとりが地域における支え合いの重要性や地域福祉の考え方を理解して、本計画に掲げる「それぞれの取り組み」を実践し、継続していくことができるように、市は、広報紙やホームページなどで本計画の内容を公表するとともに、各種行事などの機会を活用して、計画内容を周知・啓発していきます。

2 関係機関や市民との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉、保健、医療の分野だけではなく、教育、就労、住宅、交通、環境など多岐に渡っていることから、市は、各種関係機関と連携を図りながら、本計画を推進していきます。

また、市は、社会福祉協議会、町内会、民生委員児童委員、福祉事業者、ボランティア団体などと連携を図りながら、協働して、地域福祉を推進していきます。

更に、市は、地域で様々な活動を行っている方々や各種サービスを利用している方々などの意見を伺いながら、市民との協働により、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

3 計画の推進体制

市は、本計画の推進にあたっては、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」及び「男女共同参画基本計画」を、本計画の基本方針に基づく「実施計画」(※26)とします。

また、市は、本計画の推進のために、市民や福祉関係者などで構成する「登別市福祉のまちづくり推進委員会(仮称)」を設置し、地域課題の把握・集約に関する検討や本計画の進捗状況の検証などを行うこととします。

※26 実施計画

具体的な施策や事業名称が記載され、数値目標をもった「計画」のこと。

なお、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」などの市が策定する実施計画の名称については、平成24年11月現在のものである。

第6章 資料編

1 用語の説明

※1 ノーマライゼーション理念

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、助け合いながら、健常者と一緒に暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。本計画では、すべての人が、地域の一員として「共に支え」・「共に歩む」という考え方としました。

※2 新しい公共（新たな公共）

平成22年6月に開催された「新しい公共円卓会議」において宣言されたもので、「人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けた様々な当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、古くから日本の地域や民間の中にあったが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。」としている。

※3 ジェンダー

生物学上の性差に対し、社会的・文化的につくり上げられた性差のこと。

※4 登別市地域福祉実践計画（愛称「きずな」）

社会福祉法人登別市社会福祉協議会が策定した地域福祉実践計画である。この計画は、平成17年度に第1期計画（平成18年度～22年度の5年間）が策定され、平成22年度に第2期計画（平成23年度～27年度の5年間）が策定されている。

※5 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に生む子どもの平均数を示す。

※6 ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場で関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたい人との調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」であり、社会福祉協議会内にある。

※7 小学校区計画

第2期「きずな」では、地域における「新たな支え合い」の仕組みづくりとして、地域に密着した日常生活が行われている8つの小学校区ごとに「小学校区計画」を策定し、見守り体制の強化を図ることとしている。

※8 校区福祉体制

小学校区計画の実現に向けて、各小学校区において整備する体制のこと。

※9 小地域ネットワーク活動

町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う事業。社会福祉協議会で、活動の支援を行っている。

※10 ふれあい・いきいきサロン

町内会や老人クラブなどが運営主体となり、地域で生活している高齢者や、地域住民（ボランティア等）が気軽に集まることができる仲間づくりの場。社会福祉協議会で、活動の支援を行っている。

※11 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力の不十分な方を支援する制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、代理として契約等の法律行為を行うなどして、本人を保護・支援する制度。

※12 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防、権利擁護、総合相談支援などの事業を行っている。市内には、あおい（愛桜）、ゆのか、「けいあい」の3箇所がある。

※13 ケアマネジメント

介護の必要な障がい者や高齢者に適切な自立計画や介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

※14 ワンストップ機能（サービス）

サービス利用者などの相談者が、複数の相談窓口を移動して必要な手続きを行うのではなく、1箇所の相談窓口で対応可能とする機能（サービス）。

※15 地域包括ケアシステム

地域において、保健・医療・介護・福祉の関係者が連携・協力して、高齢者のニーズに応じて一体的、体系的にサービスを提供する仕組み。

※16 ライフステージ（生涯各期）

人間の一生における年代ごとの段階のこと。「登別市健康増進計画（平成17年3月策定）」では、乳・幼児期（0～5歳）、学齢期（6～15歳）、青年期（16～29歳）、壮年期（30～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳以上）に区分している。

※17 ハートバリアフリー（心の障壁の除去）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

※18 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどに関わらず、全ての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすること。

※19 障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障害福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者の支援などの「障がい者虐待防止センター」としての業務を行っている。

※20 グループホーム（共同生活援助）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、相談や日常生活上の援助などのサービスを提供する施設。

※21 ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、入浴や排せつ、食事の介護などのサービスを提供する施設。

※22 日常生活自立支援事業

認知症などで判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように、福祉サービスの契約援助や、日常の金銭管理などの支援を行う事業。社会福祉協議会内に相談窓口がある。

※23 ふれあい子育てサロン

地域の方々が運営主体となり、子育て中の親子などが気軽に集まることができる仲間づくりの場。社会福祉協議会で、活動の支援を行っている。

※24 セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じたりする行為のこと。

※25 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

2 登別市福祉のまちづくり検討委員会設置要領

(目的)

第1条 登別市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）及び登別市地域福祉計画（以下「計画」という。）の制定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、「登別市福祉のまちづくり検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 経済関係者
- (4) 本市に居住する20歳以上の公募した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、条例及び計画が策定されるまでとする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員会は、条例及び計画の策定に関し、必要な検討、協議を行い、市長に条例及び計画の制定に係る意見具申をする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

(部会)

第6条 委員会は、条例及び計画の策定に係る部会を、必要に応じ置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月21日から施行する。

3 各種会議開催日一覧

(1) 登別市福祉のまちづくり検討委員会

回数	開催日
第1回	平成23年 1月21日
第2回	平成23年 2月14日
第3回	平成23年 3月18日
第4回	平成23年 5月13日
第5回	平成23年 6月 9日
第6回	平成23年 8月29日
第7回	平成23年 9月28日
第8回	平成23年10月26日
第9回	平成23年11月30日
第10回	平成23年12月14日
第11回	平成24年 1月25日
第12回	平成24年 3月15日
第13回	平成24年 6月 5日

(2) 登別市福祉のまちづくり検討委員会作業部会

◆高齢者部会

回数	開催日
第1回	平成23年10月 6日
第2回	平成23年10月27日
第3回	平成23年11月17日
第4回	平成23年12月 8日
第5回(*)	平成24年 2月 2日

◆保健部会

回数	開催日
第1回	平成23年10月 5日
第2回	平成23年10月25日
第3回(*)	平成23年11月18日
第4回	平成23年12月 9日

◆障がい者部会

回数	開催日
第1回	平成23年10月13日
第2回	平成23年11月10日
第3回	平成23年12月 6日
第4回(*)	平成24年 2月 7日

(注) *印は関係団体等との懇談会開催日

◆子育て部会

回数	開催日
第1回	平成23年10月12日
第2回	平成23年11月2日
第3回	平成23年11月25日
第4回(*)	平成24年1月24日

◆男女共同部会

回数	開催日
第1回	平成23年10月14日
第2回	平成23年11月15日
第3回	平成23年12月13日
第4回(*)	平成24年1月16日

(注) *印は関係団体等との懇談会開催日

◆生活支援部会

回数	開催日
第1回	平成23年10月12日
第2回	平成23年11月16日
第3回	平成23年12月7日

◆部会長会議

回数	開催日
第1回	平成23年12月14日
第2回	平成24年3月8日

(3) 登別市福祉のまちづくり策定会議

回数	開催日
第1回	平成23年9月14日
第2回	平成24年6月29日

(4) 検討委員会における関係団体等との懇談会

回数	開催日
第1回	平成24年4月9日
第2回	平成24年4月10日
第3回	平成24年4月27日
第4回	平成24年5月8日